

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画（案）

令和4(2022)年11月

和 光 市

目 次

第1編 基本計画の概要	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画の目的と背景.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画目標年度.....	7
4. 計画対象区域.....	7
5. 計画適用範囲.....	7
第2章 和光市の概況.....	8
1. 位置・地勢.....	8
2. 人口及び世帯の推移.....	9
3. 産業の動向.....	11
4. 土地利用状況.....	12
第2編 ごみ処理基本計画	13
第1章 ごみ処理・リサイクルの現状.....	13
1. 用語の定義.....	13
2. 発生抑制・減量化・資源化に対する市の施策.....	14
3. ごみ・資源の排出量.....	18
4. 減量化・資源化.....	23
5. 収集・運搬.....	26
6. 中間処理施設.....	27
7. 最終処分.....	28
8. 可燃ごみの組成.....	29
9. ごみ処理フロー.....	30
10. ごみ処理経費の状況.....	31
11. 不法投棄の処理状況.....	32
第2章 ごみ処理対策の実績.....	33
1. 関連計画における目標値.....	33
2. 関連計画における目標達成状況.....	34
第3章 ごみ処理の課題.....	37
1. 本市における課題.....	37
2. 広域化における課題.....	38
第4章 ごみの将来予測.....	39
1. 将来人口.....	39
2. ごみ発生量の将来予測.....	40
第5章 ごみ処理の基本理念・基本方針.....	42
1. ごみ処理の基本理念.....	42
2. ごみ処理の基本方針.....	42

第6章	ごみ減量化目標	43
第7章	計画の体系と施策	46
第8章	ごみ減量化目標を達成するための市民・事業者・市の役割	66
1.	計画推進のための役割分担	66
2.	市民の役割	66
3.	事業者の役割	67
4.	市の役割・支援	68
第9章	計画の進行管理	70
第10章	部門計画	71
1.	収集・運搬計画	71
2.	中間処理計画	73
3.	最終処分計画	74
第3編	食品ロス削減推進計画	75
第1章	計画策定の趣旨	75
1.	本計画の位置付け	75
2.	食品ロス削減推進法	75
第2章	食品ロスの現状	76
1.	食品ロスを取り巻く情勢及び課題	76
第3章	食品ロス削減推進計画	78
1.	食品ロス削減に向けた方針	78
2.	目標年次	78
3.	削減目標	78
4.	各主体の役割	78
第4編	生活排水処理基本計画	80
第1章	生活排水処理の基本方針	80
1.	生活排水処理の方針	80
2.	関係計画	80
第2章	生活排水処理の現状	80
1.	生活排水処理のフロー	80
2.	生活排水処理の状況	81
3.	下水道整備状況	81
4.	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	82
第3章	生活排水処理基本計画	84
1.	管理主体	84
2.	処理計画	84
3.	整備目標及び生活排水処理形態別人口の目標	84
第4章	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	86
1.	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画	86
2.	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	86

3. 最終処分の目標.....	86
第5章 生活排水処理の目指す方向性.....	86
1. 生活排水処理の将来について.....	86
2. し尿・浄化槽汚泥の処理.....	86
資 料 編.....	87
資料1 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画策定の経緯.....	88
1. 和光市廃棄物減量等推進審議会.....	88
2. パブリックコメントの実施.....	90
資料2 ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査及びヒアリング調査結果.....	91
1. ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査概要.....	91
2. 市民向けアンケートの調査結果と分析.....	92
3. 事業者向けアンケートの調査結果と分析.....	120
4. 集団回収実施団体向けアンケートの調査結果.....	128
5. 集団回収業者向けアンケートの調査結果.....	132
6. 小売店へのヒアリング調査の実施.....	136
資料3 ごみ及び生活排水の将来予測について.....	138
1. 1人1日当たり家庭系ごみ推計結果.....	138
2. 1人1日当たり生活系資源ごみ推計結果.....	139
3. 1人1日当たり集団回収量推計結果.....	140
4. 1日当たり事業系ごみ推計結果.....	141
5. 排出量推計結果まとめ.....	142
6. 処理・処分量推計結果まとめ.....	143
7. 排出量目標値まとめ.....	144
8. 処理・処分量目標値まとめ.....	145
9. 公共下水道人口推計結果.....	147
10. 単独処理浄化槽人口推計結果.....	148
11. 汲取り人口推計結果.....	149
12. 生活排水処理形態別人口推計結果.....	150
13. し尿・浄化槽収集量推計結果.....	150

第1編 基本計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の目的と背景

1) 一般廃棄物処理計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、「第五次和光市総合振興計画」（計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度）及び「第3次和光市環境基本計画」（計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度）との整合性を図りつつ、平成25(2013)年3月に策定した「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第五次計画」という。）を見直し、本市における今後の一般廃棄物における長期的かつ総合的な方向性を定めます。

2) 背景

ごみ処理のテーマは、公衆衛生の確保、環境保全、3R（4R）やりサイクルの推進と、時代とともに変遷してきました。第五次計画の期間においては水俣条約における水銀の取り扱いや、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）やプラスチック資源循環戦略が整備されました。現在においては、ローカルSDGsを物差しとして、環境・社会・経済の地域課題の統合的解決の方向性の中にごみ関連施策を位置づけ、新たな舵取りが必要になっています。

和光市（以下「本市」という。）では、第五次計画に基づき、4Rを推進するとともに、ごみの焼却量や最終処分量の削減を目指し、ごみ分別の普及・啓発やごみの発生・排出抑制、資源化への取り組みを着実に継続してきました。その結果、1人が1日に排出する家庭ごみの量は減少に向かっていましたが、近年は新型コロナウイルス感染症の生活への影響などにより、家庭ごみの量は増加しています。

また、本市のごみ処理施設は老朽化が進み、修繕により延命化を図っていますが、処理能力の低下や維持管理コストの増加が課題となっています。そのため将来にわたって安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するために、本市と同様に施設が老朽化している朝霞市と平成30(2018)年8月に「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」（以下「基本合意書」）を締結し、ごみの広域処理を推進しています。

本計画は、社会情勢等の変化や計画期間内にごみの中間処理事業（焼却処理及び破碎処理）を広域化に移行することも踏まえ、これまでの第五次計画までの流れを継承しながら施策の効果を見極めつつ、さらに強化していくことで、本市のごみ処理の将来を見据えた計画として策定します。

2. 計画の位置付け

1) 廃棄物処理関係法令等

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

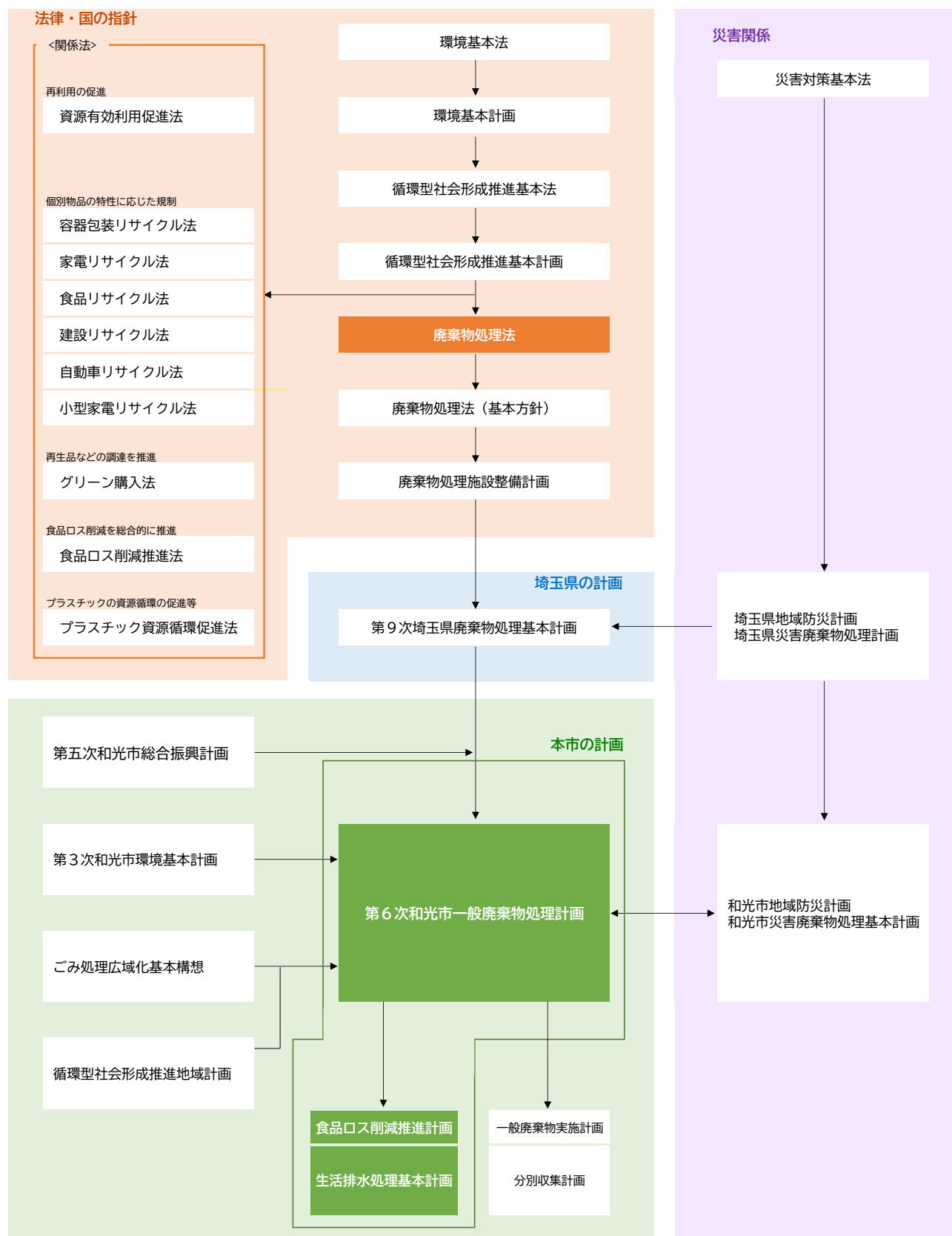


図 1.1.1 循環型社会の形成を推進するための法体系

2) 国・県の関連計画

(1) 国の関連計画

① 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められます。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、7 つの柱を掲げ、その実現に向けて概ね令和 7(2025)年度までに国が講ずべき施策を示した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30(2018)年 6 月に閣議決定しています。

② 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づく基本方針（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は、前回の改正（平成 22(2010)年）以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 28(2016)年 1 月に改訂しました。

③ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものとしています。

国は、当該計画に定められた各重点目標の推移や社会状況の変化を踏まえ、循環型社会及び低炭素社会等の推進を掲げた「廃棄物処理法の基本指針」や「第四次循環型社会形成推進基本計画」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、平成 30(2018)年 6 月に新たな整備計画を定めました。

(2) 県の関連計画

埼玉県では、廃棄物処理法の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、「埼玉県廃棄物処理基本計画」を 5 年ごとに策定しており、令和 3(2021)年 3 月に第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定しました。

当該計画では、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」の三つを重点課題として位置づけ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現に向けた政策に取り組んでいくとしています。

3) 本市の関連計画

(1) 第五次和光市総合振興計画基本構想

本市では令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とする「第五次和光市総合振興計画基本構想」を策定しました。

総合振興計画は、長期的な展望に立って和光市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示したものであり、かつ、この第五次和光市総合振興計画は、地方創生の視点も取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けられるものです。

ごみ及び生活排水に関連する目標像 1 では、「利便性と快適性を備えた住みやすい居住環境が整っている」、「災害に強いインフラ・ライフラインが整っている」、「和光市駅周辺が和光の顔となる魅力的な場となっている」、「環境問題に対して適切な対応ができています」といった姿が描かれています。

表 1.1.1 第五次和光市総合振興計画基本構想の関連事項

将来都市像	みんなをつなぐワクワクふるさと 和光
視点	①日々の生活の基盤が整っている 目標像 1 良好な生活環境が得られる 施策 1-4 公共下水道の維持管理 施策 1-6 廃棄物の適正処理の推進 施策 1-7 環境にやさしい持続可能な取組の推進

(2) 第 3 次和光市環境基本計画

本市では市の環境をより良くしていくために、市、市民、事業者がともに取り組むべきことを示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和 3(2021)年 3 月に「第 3 次和光市環境基本計画」を策定しました。

当該計画は、和光市の環境に関して将来のあるべき姿を実現するものです。したがって、現在に生きる市民はもとより、次世代を担う子どもたちが豊かな環境で暮らすことができるよう施策を推進します。

表 1.1.2 第 3 次和光市環境基本計画の関連事項

望ましい姿	安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針	(重点方針) 循環型社会の形成
方針の考え方	市民の環境意識の高まりや循環型社会の推進により、和光市の家庭からのごみ及び事業所からのごみの排出量は、微増減を繰り返すに留まっています。 今後さらに、ごみの減量・分別、資源の再使用・再利用の取組など、日々の暮らし方や事業活動のあり方を環境保全の観点から見直し、循環型社会づくりを進めます。そして、循環型社会を目指すことにより、和光市における環境負荷を減らし、地球規模の環境保全にも貢献します。

(3) ごみ処理広域化基本構想

ごみ広域処理施設の建設用地を和光市内に選定することとした基本合意書に基づき、一般廃棄物処理をめぐる今後の社会及び経済情勢を踏まえ、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ広域処理体制の構築を推進していくことを目的とし、本市、朝霞市のごみ処理の実態から課題を整理し、広域化を進めるための基本的事項を明らかにするため、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会（現在は朝霞和光資源循環組合）において「ごみ処理広域化基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、本市、朝霞市のごみ処理広域化の基本的な方針を示すとともに、基本合意書に定められた焼却施設の共同建設に向けた前提条件等について整理しています。

表 1.1.3 基本構想の関連事項

広域処理の基本方針	基本方針 1：経済性・効率性の確保 基本方針 2：安心・安全・安定的な広域処理体制の構築 基本方針 3：環境負荷の少ない広域処理施設の整備 基本方針 4：地域社会に貢献できる体制の構築
建設用地の設定	旧ごみ焼却場の跡地及び清掃センター駐車場敷地に加え、周辺の農地等を含めて必要面積を確保する。 
計画諸元	【施設規模】焼却施設：173t/日※¹ 不燃・粗大ごみ処理施設：15t/5h 【処理方式】焼却処理技術のうち、経済性や資源化率、処理に係る生成物の流通などの観点から、確立された技術による信頼性の高い処理方式を選定する。
建設予定地	和光市新倉 8-17-25
事業主体	2市による一部事務組合を新設し※ ² 、事業主体とする。
事業スケジュール	広域処理施設建設工事 令和 6(2024)～9(2027)年度 広域処理施設運営開始 令和 10(2028)年度～

〔出典〕ごみ処理広域化基本構想（令和 2(2020)年 5 月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）

※¹ 人口推計の見直しに伴い焼却施設規模は 175 t/日に、不燃・粗大ごみ処理施設規模は 17 t/5h に設定されました。

※² 令和 2(2020)年 10 月 1 日に本市と朝霞市を構成市とする朝霞和光資源循環組合を設立しました。

(4) 循環型社会形成推進地域計画

循環型社会形成推進交付金制度※を活用してごみ広域処理施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進地域計画（以下、地域計画）を令和 2(2020)年 11 月に朝霞市、和光市、朝霞和光資源循環組合の 3 者によって策定しました。

地域計画は、両市の一般廃棄物処理基本計画と「基本構想」に基づいて策定されており、対象地域を朝霞市、和光市（面積 29.38 km²）とし、令和 3(2022)年 4 月 1 日から令和 10(2028)年 3 月 31 日までを計画期間としています。

※循環型社会形成推進交付金制度とは、廃棄物の 3 R を総合的に推進するために、市町村の自主性をいかしながら、3 R に関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としており、地域計画に位置付けられた施設整備等に対して循環型社会形成推進交付金が交付されます。

3. 計画目標年度

本計画は、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間の計画とし、中間目標年度を令和 9(2027)年度、計画目標年度を令和 14(2032)年度とします。本計画の改定は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、おおむね 5 年ごとに行います。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
策 定 年 度	◆										
計 画 期 間		◆									◆
計 画 目 標 年 度											◆
中 間 目 標 年 度						◆					
見 直 し 年 度						◆					

図 1.1.2 本計画の計画期間

4. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、市全域とします。

5. 計画適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生する全ての一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。

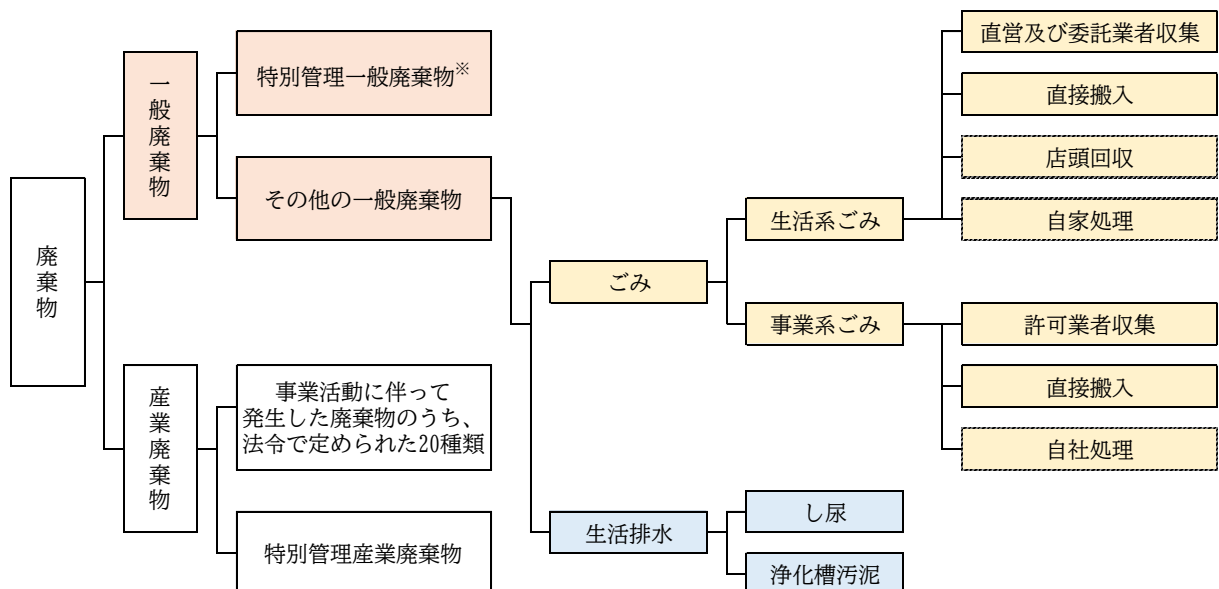


図 1.1.3 廃棄物の分類と本計画の適用範囲（着色部分）

※特別管理一般廃棄物とは、廃棄物処理法において「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として規定された廃棄物（PCB 含有部品、ばいじん、感染性一般廃棄物等）であり、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

第2章 和光市の概況

1. 位置・地勢

本市は埼玉県最南端に位置し、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区に隣接し、西は埼玉県朝霞市、北は埼玉県戸田市に隣接しています。

本市の地形は低地と台地に大きく分かれ、市の北側には市域の3分の1を占める低地が広がっています。また、市の南側には県土の西側から東南方面に広がる武蔵野台地が広がり、標高が20mから40mの入り組んだ地形を形成しています。また、市の北部には荒川と新河岸川が平行して流れ、市域の東側には白子川、市の中央には越戸川と谷中川が流れるなど変化に富んだ地形となっています。

市内の主要な道路網は、東西軸に国道254号、南北軸に東京外かく環状道路が通り、県道練馬川口線（オリンピック道路）により骨格が形成されています。また、市内中央部と北部に2箇所のインターチェンジがあり、高速道路にアクセスすることができます。交通網は、和光市駅が市の中心部にあり、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れして、都心部への利便性が高くなっています。



図 1.2.1 本市の位置図

2. 人口及び世帯の推移

1) 人口と世帯

本市の人口は増加しており、10 年間で見ると平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度にかけて約 5,000 人増加しました。世帯数も増加しており、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度にかけて約 5,100 世帯増加しました。平均世帯人員は減少しています。

表 1.2.1 人口と世帯数の推移

年度	人口（人）		世帯数 （世帯）	平均世帯人員 （人/世帯）
		増加人口		
H24(2012)	78,964	-	37,451	2.11
H25(2013)	79,436	472	37,856	2.10
H26(2014)	80,077	641	38,438	2.08
H27(2015)	80,705	628	39,054	2.07
H28(2016)	81,322	617	39,662	2.05
H29(2017)	81,868	546	40,314	2.03
H30(2018)	82,698	830	40,992	2.02
H31(R1)(2019)	83,713	1,015	41,901	2.00
R2(2020)	84,248	535	42,388	1.99
R3(2021)	83,930	-318	42,591	1.97

※外国人登録者数を含む
※各年度9月30日時点

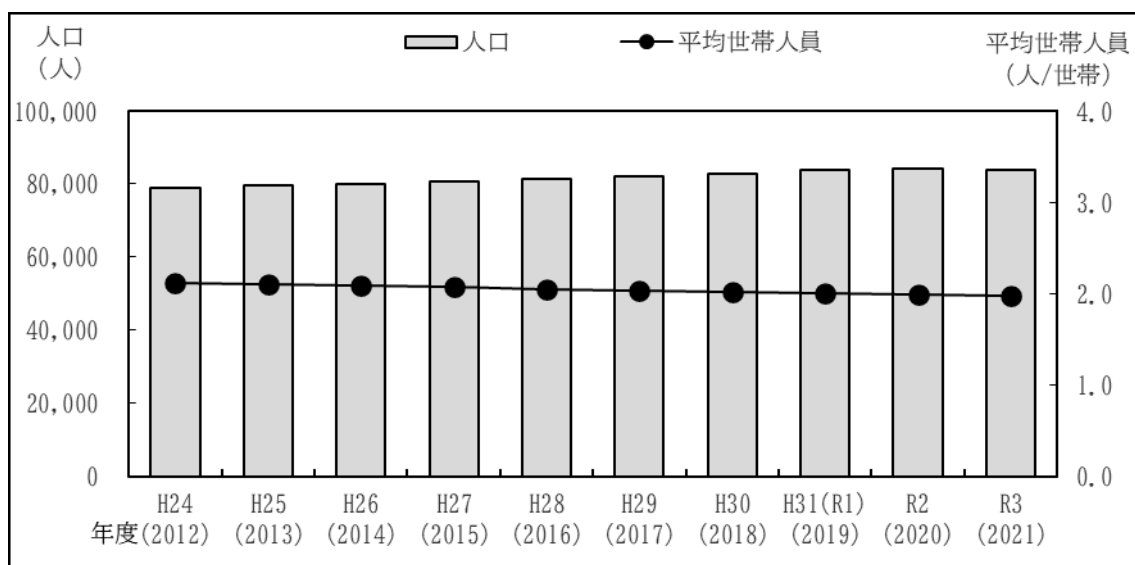


図 1.2.2 人口と世帯数の推移

2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、30 代後半、40 代後半が多くなっています。総数に占める割合は、年少人口が 13.5%、生産年齢人口が 68.5%、老年人口が 18.0%となっています。

表 1.2.2 年齢別人口構成

項目		総数 (人)	男 (人)	女 (人)
年少人口	0～4歳	3,879	1,993	1,886
	5～9歳	3,869	1,980	1,889
	10～14歳	3,579	1,865	1,714
	小計	11,327	5,838	5,489
生産年齢人口	15～19歳	3,437	1,759	1,678
	20～24歳	5,399	2,755	2,644
	25～29歳	6,592	3,516	3,076
	30～34歳	6,406	3,376	3,030
	35～39歳	6,750	3,547	3,203
	40～44歳	6,693	3,559	3,134
	45～49歳	7,366	3,930	3,436
	50～54歳	6,515	3,436	3,079
	55～59歳	4,748	2,567	2,181
	60～64歳	3,499	1,852	1,647
	小計	57,405	30,297	27,108
老年人口	65～69歳	3,531	1,780	1,751
	70～74歳	4,291	2,073	2,218
	75～79歳	2,872	1,308	1,564
	80～84歳	2,193	914	1,279
	85～89歳	1,441	552	889
	90～94歳	569	191	378
	95～99歳	135	19	116
	100～歳	17	3	14
	小計	15,049	6,840	8,209
総数		83,781	42,975	40,806

※令和3(2021)年3月31日時点

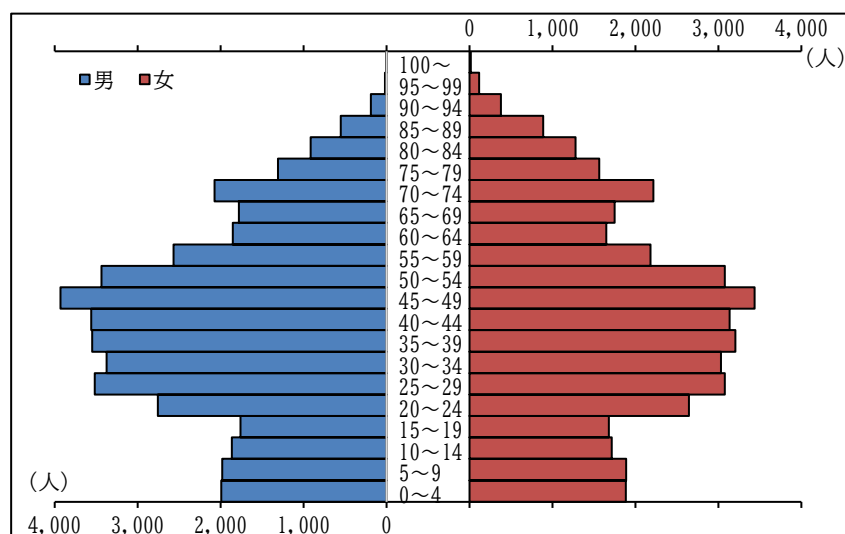


図 1.2.3 年齢別人口構成

3. 産業の動向

平成 27(2015)年度の産業別就業者数の割合は、第 1 次産業が 0.8%、第 2 次産業が 15.0%、第 3 次産業が 72.8%となっています。構成比は、第二次産業が平成 12(2000)年度から平成 27(2015)年度において減少傾向にあります。

表 1.2.3 産業別従業者数

調査年度	項目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
H12 (2000)	就業者数(人)	388	8,432	27,659	865	37,344
	構成比(%)	1.0	22.6	74.1	2.3	100
H17 (2005)	就業者数(人)	380	7,832	30,833	1,034	40,079
	構成比(%)	0.9	19.5	76.9	2.6	100
H22 (2010)	就業者数(人)	320	6,770	31,442	3,484	42,016
	構成比(%)	0.8	16.1	74.8	8.3	100
H27 (2015)	就業者数(人)	317	6,155	29,827	4,664	40,963
	構成比(%)	0.8	15.0	72.8	11.4	100

[出典] 国勢調査

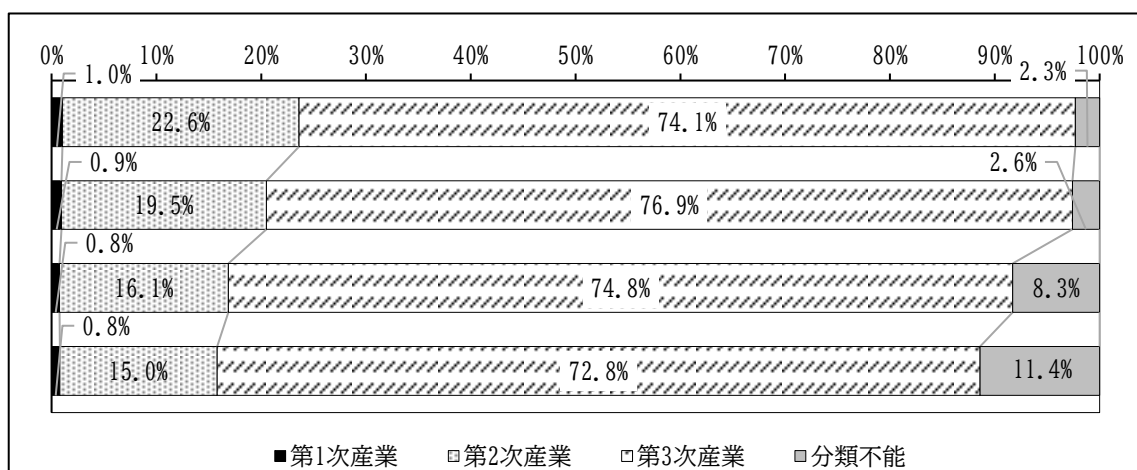


図 1.2.4 産業別従業者数

4. 土地利用状況

地目別に土地の利用状況をみると、「その他」を除いて「宅地」が最も多く 50%を占めています。次いで、「畑」の 8.4%、「雑種地」の 8.3%となっています。

表 1.2.4 地目別取面積割合

区 分	面積 (ha)	構成比
田	0.1	0.0%
畑	92.6	8.4%
宅地	551.5	50.0%
山林	6.6	0.6%
原野	0.0	0.0%
雑種地	92.1	8.3%
その他	361.1	32.7%
合計	1,104.0	100.0%

[出典] 統計わこう（令和3(2021)年1月1日時点）

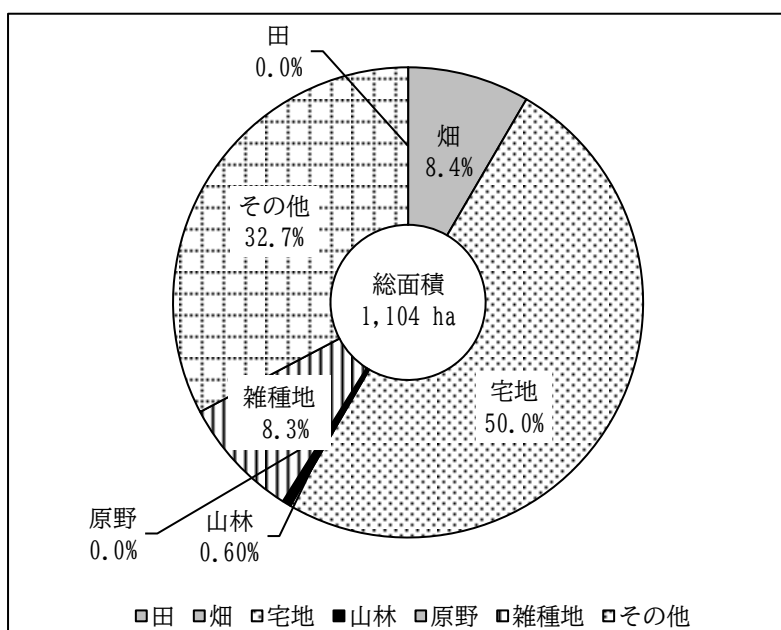


図 1.2.5 地目別取面積割合

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・リサイクルの現状

1. 用語の定義

一般廃棄物は、生活に伴って発生する「家庭ごみ」と、事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の2つに分けられます。

「家庭ごみ」は、「家庭系ごみ」や「生活系ごみ」という表現に置き換えられて使われていることがありますが、本計画では、国の「循環型社会形成推進計画」や「廃棄物処理基本方針」、「埼玉県廃棄物処理基本計画」に基づき、下図のとおりに定義して整理します。

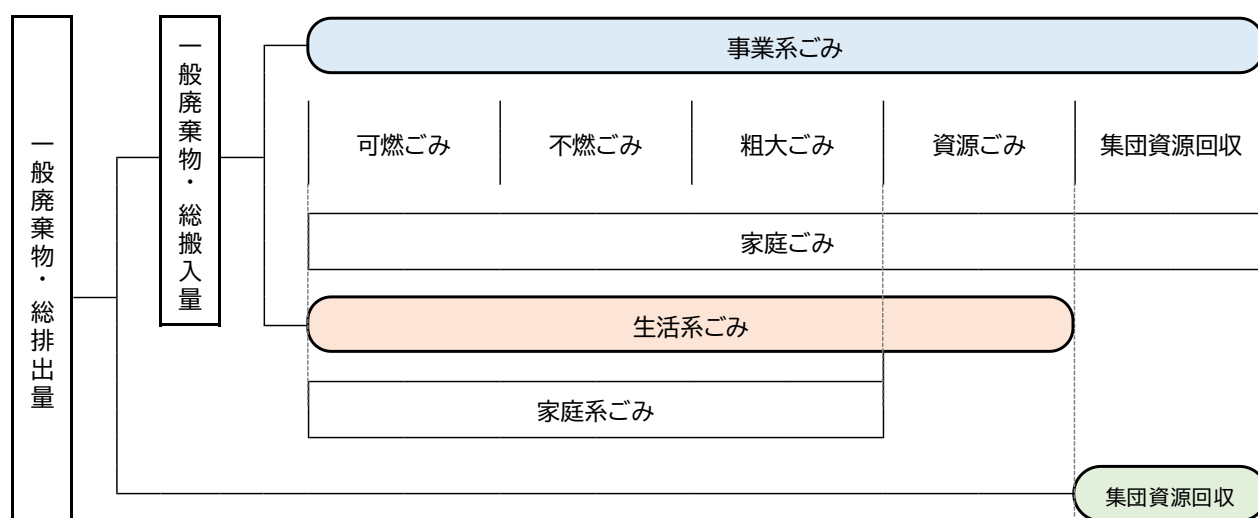


図 2.1.1 用語の定義

表 2.1.1 用語の説明

名称	説 明
ごみ総排出量	市内で排出された全てのごみ（事業系ごみ、家庭ごみを含む全てのもの）
ごみ総搬入量	清掃センターに搬入された全てのごみ（総排出量から集団資源回収を除いたもの）
事業系ごみ	非営利団体を含む事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物以外のごみ
家庭ごみ	ごみ総排出量から事業系ごみを除いたもの（集団資源回収を含む）
生活系ごみ	家庭ごみから集団資源回収を除いたもの
家庭系ごみ	生活系ごみから資源ごみを除いたもの
集団資源回収	市内の地域住民団体が自発的に回収し、市の登録回収業者に引渡す資源ごみ

2. 発生抑制・減量化・資源化に対する市の施策

本市では、市民や事業者に対して、ごみの発生や排出抑制を行う３Ｒの意義と必要性について理解を促進し、また市民や事業者の自主的取り組みを促すために、表 2.1.2 に示す施策を実施しています。

表 2.1.2 発生抑制・減量化・資源化施策一覧

分類	施策	概要
普及・啓発	わかりやすい情報提供	「広報わこう」において、適宜、ごみの発生抑制に関する施策を掲載するとともに、ホームページにおいて、前年度のごみ処理の流れやごみ処理の状況（数量実績）を掲載しています。
	ごみ分別パンフレットの配布	毎年、「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを更新し、転入手続きの際に窓口で配布しています。（法律や制度の変更があった場合には、随時パンフレットの全戸配布を実施します。） また、外国籍の市民に向けて、やさしい日本語によるごみ分別パンフレットを作成・配布するとともに、パンフレットのPRを行うことで、外国籍の市民に対して情報提供を行い、ごみの分別啓発を図っています。
	お届け講座・分別説明会の実施	正しいごみの出し方を理解していただくために、市内の団体等に出向いてお届け講座や分別説明会を開催しています。
	清掃センター施設見学の実施	市内の小学校４年生を対象に清掃センターの施設見学を実施し、子どもの頃からごみ減量やリサイクルの大切さについて興味を持つきっかけになるような環境学習の場を提供しています（令和 2(2020)～3(2021)年度は未実施）。【表 2.1.3 参照】
	事業者への啓発	事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、「事業系ごみの減量と適正処理の手引」により指導をすることで、事業者に対して適正なごみ出しのルールを徹底しています。
	レジ袋有料化に関する啓発	令和 2(2020)年 7 月 1 日から全国一律で始まったレジ袋有料化について、ホームページにおいて制度概要を掲載しています。
発生・排出抑制、資源化への取り組み	地域住民との連携	自治会、育成会、PTA 等、地域に密接する団体と連携をとりながら、さまざまな活動を通じて、ごみ減量・リサイクルの推進を図っています。 また、市内の美化活動の一環として、市内自治会を対象に「クリーン・オブ・和光（ごみゼロ運動）」と称して、市内の一斉清掃を実施しています。【表 2.1.4 参照】

発生・排出抑制、資源化への取り組み	リサイクル活動推進費補助金	資源の有効利用・ごみの減量を市民の手で進めていくことを目的として、市内のリサイクル活動登録団体に対し、資源の回収量に応じ、補助金を交付しています。 この補助金制度の活用を多くの団体に周知するとともに、集団資源回収活動を支援することで、資源化・分別意識の向上を図っています。平成23(2011)年度に 1kg あたり 5 円から 3 円に見直しています。【表 2.1.5 参照】
	生ごみ減量化・食品ロスの削減対策	生ごみの減量化を目的として、生ごみの水切りや食べ残しの解消など生ごみ減量の普及・啓発を行っています。 ホームページにおいて、消費者・事業者に向けた情報や外出時の食べきりガイド、県や国等の情報を掲載しています。また、10 月は「食品ロス削減月間」とし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会のキャンペーンと併せて啓発を強化しています。
	紙類の資源化の促進	可燃ごみの中には、多くのリサイクル可能な紙類が含まれています。それらが資源として有効に活用されるよう、分別や排出方法について、市民・事業者への周知・徹底を図っています。
	不法投棄への対策	市民や事業者呼びかけ、自治会等の地域の団体や警察等と連携をとりながら、不法投棄の未然防止や事後対策を図っています。
	リサイクル展示場での不用品提供	市が運営する「リサイクル展示場」では、ごみの減量・資源の有効活用のために、粗大ごみ等の中から再利用できる品物や、市民の方から提供された不用品を展示し、必要な方に無償で提供しています。 【表 2.1.6 参照】

清掃センター施設見学実績、クリーン・オブ・和光（ごみゼロ運動）開催実績、リサイクル活動推進費補助金、リサイクル展示場開場状況について、表 2.1.3～表 2.1.7 に詳細を示します。

表 2.1.3 清掃センター施設見学実績

年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
参加者 (人)	679	712	662	619	683	711	672	723	—	—

※令和 2(2020)～3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、見学の受け入れを中止した。

表 2.1.4 クリーン・オブ・和光（ごみゼロ運動）開催実績

年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
参加自治会数(団体)	167	254	249	242	247
参加人数(人)	11,507	17,743	16,841	16,193	15,579
回収ごみ量(kg)	26,080	29,770	28,780	24,360	22,900
可燃ごみ	18,560	20,900	18,050	18,030	18,000
粗大ごみ	7,520	8,870	10,730	6,330	4,900

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
参加自治会数(団体)	243	244	241	76	202
参加人数(人)	15,465	14,394	14,406	4,548	11,658
回収ごみ量(kg)	19,400	21,280	21,080	7,040	17,250
可燃ごみ	14,620	15,370	16,810	5,280	13,000
粗大ごみ	4,780	5,910	4,270	1,760	4,250

※各年度全 3 回実施しており、表には年度合計を示す。

※令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、第 1 回、第 3 回の開催を中止した。

表 2.1.5 リサイクル活動推進費補助金

年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
資源回収量(t)	1,221	1,220	1,243	1,177	1,072
交付金額(円)	3,663,309	3,660,675	3,744,807	3,531,804	3,216,609
交付団体数(団体)	54	54	55	53	51

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
資源回収量(t)	978	905	874	747	723
交付金額(円)	2,933,136	2,714,616	2,714,616	2,239,821	2,168,508
交付団体数(団体)	47	49	48	43	45

※補助金単価は 1kg あたり 3 円（平成 23(2011)年度より）。

表 2.1.6 不用品提供の場

施設名	リサイクル展示場
所在地	和光市新倉 8 丁目 17 番 25 号
開場日時	10 時～15 時 ※第三土曜日、祝日、年末年始は休業
引き取り	・ 1 回につき 3 点まで、無償 ・ 市外在住の方も利用可能です
持ち込み	・ 市民の方に限ります ・ 受入れの可否については常駐の職員が判断します (事前にお電話にてご相談ください (048-469-3113))

表 2.1.7 リサイクル展示場開場状況

年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
会場日数(日)	161	237	269	293	289
来場者(人)	2,510	3,301	3,818	4,163	3,760
引き渡し点数(点)	1,545	2,484	2,677	3,034	5,509
年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
会場日数(日)	273	264	317	287	324
来場者(人)	3,281	2,812	2,087	1,170	1,737
引き渡し点数(点)	2,422	1,951	1,126	892	701

3. ごみ・資源の排出量

本市の人口は年々増加していますが、平成 24(2012)年度から平成 30(2018)年度までは 1 人 1 日当たりのごみ量が減少していたため、ごみの総排出量は減少傾向にありました。しかし、平成 29(2017)年度はごみの総排出量がやや増加に転じています。直近の平成 31(2019)年度以降は、一転してごみが増加傾向に転じ、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う生活様式の変化のため、1 人 1 日当たりのごみ量及びごみの総排出量共に大幅に増加しました。令和 3(2021)年度におけるごみ種別の排出割合は、家庭ごみでは、燃やすごみが最も多く全体の 70%を占めており、資源ごみ(びん、かん、紙・布類、プラスチック、ペットボトル)は全体の 18%です。事業系ごみでは、燃やすごみが 98%を占めています。

表 2.1.8 ごみ・資源排出量の推移(平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度分)

(t/年)

				H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	
人口 (人)				78,964	79,436	80,077	80,705	81,322	
年間日数 (日)				365	365	365	366	365	
家庭ごみ 排出量	生活系ごみ	家庭系 ごみ	燃やすごみ	13,272.21	13,122.06	13,021.02	13,138.49	13,048.52	
			燃やせないごみ	696.11	715.31	695.07	682.54	657.40	
			有害ごみ	27.68	26.10	28.93	24.68	22.63	
			粗大ごみ	828.20	865.80	875.41	875.79	847.75	
					14,824.20	14,729.27	14,620.43	14,721.50	14,576.30
		資源ごみ	資源ごみ	3,589.32	3,528.55	3,380.36	3,248.10	3,128.83	
			びん	441.87	516.43	524.35	524.78	505.70	
			かん	258.21	185.16	130.35	123.19	116.37	
			紙・布類	1,782.01	1,733.59	1,642.58	1,529.67	1,449.71	
			プラスチック	847.85	840.54	836.84	831.91	817.02	
			ペットボトル	259.38	252.83	246.24	238.55	240.03	
				18,413.52	18,257.82	18,000.79	17,969.60	17,705.13	
	集団回収			1,219.92	1,218.87	1,241.86	1,175.75	1,071.13	
				19,633.44	19,476.69	19,242.65	19,145.35	18,776.26	
事業系ごみ 排出量	燃やすごみ		3,458.24	3,534.55	3,610.69	3,505.60	3,502.43		
	燃やせないごみ		60.40	41.51	48.48	49.38	53.31		
	粗大ごみ		42.05	42.18	60.28	31.11	33.89		
	びん		4.92	4.61	0.00	0.00	0.00		
	かん		10.15	11.12	3.58	2.83	0.82		
	紙・布類		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
			3,575.76	3,633.97	3,723.03	3,588.92	3,590.45		
ごみ総排出量				23,209.20	23,110.66	22,965.68	22,734.27	22,366.71	
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)				805.26	797.08	785.74	769.66	753.53	

表 2.1.9 ごみ・資源排出量の推移（平成 29(2017)年度～令和 3(2021)年度分）

年度				H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R2 (2021)	
家庭ごみ 排出量	生活系ごみ	家庭系ごみ	燃やすごみ	13,163.85	13,191.28	13,483.60	13,949.18	13,427.35	
			燃やせないごみ	645.35	646.34	673.85	735.79	682.39	
			有害ごみ	21.44	17.91	24.57	28.35	24.16	
			粗大ごみ	894.52	865.26	903.56	962.38	1,037.48	
					14,725.16	14,720.79	15,085.58	15,675.70	15,171.38
		資源ごみ	資源ごみ	3,109.53	3,083.23	3,130.12	3,471.95	3,375.24	
			びん	497.10	475.52	470.72	531.50	519.33	
			かん	127.92	134.88	135.86	155.07	155.15	
			紙・布類	1,449.15	1,423.26	1,466.86	1,648.14	1,563.13	
			プラスチック	784.14	785.94	786.57	839.77	826.11	
			ペットボトル	251.22	263.63	270.11	297.47	311.52	
					17,834.69	17,804.02	18,215.70	19,147.65	18,546.62
		集団回収			976.71	904.49	873.85	746.43	722.46
				17,834.69	17,804.02	18,215.70	19,065.62	18,466.30	
事業系ごみ 排出量	燃やすごみ			3,581.38	3,504.64	3,724.59	3,495.17	3,851.54	
	燃やせないごみ			53.32	43.28	44.62	39.68	43.11	
	粗大ごみ			35.11	44.12	58.97	57.93	37.43	
	びん			0.00	0.07	0.00	0.00	0.00	
	かん			0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	
	紙・布類			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
				3,669.81	3,592.13	3,828.18	3,592.78	3,932.08	
ごみ総排出量				22,480.46	22,300.35	22,917.61	23,404.70	23,119.03	
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)				752.31	738.79	747.99	761.12	754.67	

近隣市との比較では、生活系ごみ及び家庭系ごみの1人1日当たり排出量が最も多く、生活系ごみに占める資源ごみの割合も平均より下回っています。リサイクル率及び最終処分量の1人1日当たり排出量は市によってばらつきがあるものの、リサイクル率は平均と同等、最終処分量の1人1日当たり排出量は平均より多くなっています。

表 2.1.10 ごみの排出状況に関する近隣市との比較（令和2(2020)年度実績）

区分	単位	和光市	朝霞市	志木市	新座市	戸田市	平均
人口	人	84,248	143,063	76,454	166,220	140,756	—
生活系ごみ	t/年	19,066	31,010	17,196	33,316	31,654	—
	%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	—
生活系ごみ1人1日当たり	g/人・日	620	594	616	549	616	599
家庭系ごみ	t/年	15,594	23,531	13,101	29,706	23,878	—
家庭系ごみ1人1日当たり	g/人・日	507	451	469	490	465	476
可燃ごみ	t/年	13,867	20,648	12,012	26,874	21,199	—
	%	(72.7%)	(66.6%)	(69.9%)	(80.7%)	(67.0%)	(71.4%)
不燃ごみ	t/年	736	1,271	476	1,323	1,289	—
	%	(3.9%)	(4.1%)	(2.8%)	(4.0%)	(4.1%)	(3.8%)
粗大ごみ	t/年	962	1,612	586	1,455	1,390	—
	%	(5.0%)	(5.2%)	(3.4%)	(4.4%)	(4.4%)	(4.5%)
その他	t/年	28	0	27	54	0	—
	%	(0.1%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.1%)
資源ごみ	t/年	3,472	7,479	4,095	3,610	7,776	—
	%	(18.2%)	(24.1%)	(23.8%)	(10.8%)	(24.6%)	(20.3%)
資源集団回収	t/年	746	1,302	81	5,124	0	—
1人1日当たり	g/人・日	24	25	3	84	0	27
紙類	t/年	671	1,141	74	5,124	0	—
布類	t/年	30	103	2	0	0	—
金属類	t/年	45	58	5	0	0	—
ガラス類	t/年	1	0	0	0	0	—
事業系ごみ	t/年	3,593	6,814	3,904	8,722	14,795	—
1日当たり	t/日	10	19	11	24	40	21
ごみの総排出量	t/年	23,405	39,126	21,181	47,162	46,449	—
1人当たり	kg/人・年	278	273	277	284	330	288
1人1日当たり	g/人・日	761	749	759	777	904	790
リサイクル率	%	27.3%	33.7%	30.1%	26.2%	19.6%	27.4%
最終処分量	t/年	1,154	1,058	735	1,765	2,237	—
1人1日当たり	g/人・日	38	20	26	29	44	31

【出典】一般廃棄物処理事業実態調査（令和2(2020)年度実績）

※人口は10月1日現在

※生活系ごみは資源集団回収を除く、家庭系ごみは資源ごみ及び資源集団回収を除く

※1人1日当たりのごみ量は令和2(2020)年度の年間日数365日で試算した

環境省の「システム評価支援ツール」を用いて、埼玉県内市町村の平均値との比較を行いました。比較は指数値（埼玉県平均値を 100 として本市の状況の評価した値）で行っており、指数値が 100 より上回るほど良好であることを示しています。

令和 2(2020)年度のレーダーチャートの結果は、全体的には埼玉県内の平均値に近い状態といえますが、その中でも「廃棄物のうち最終処分される割合」や「最終処分減量に要する費用」は平均値よりやや低い評価となっており、反対に「1人1日当たりごみ排出量」や「廃棄物からの資源回収率」、「人口1人当たり年間処理経費」は平均値よりやや高い評価となっています。

図 2.1.3 により過去 5 年の推移をみると、「廃棄物のうち最終処分される割合」は年々指数値が減少しており、令和 2(2020)年度に 100 を下回りました。「人口1人当たり年間処理経費」や「最終処分減量に要する費用」は平成 30(2018)年度のみ指数値が大きく増加しましたが、その後減少傾向にあります。

表 2.1.11 埼玉県平均との比較（令和 2(2020)年度実績）

区分\評価項目		1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
和光市		776	24.7	4.5	12,191	43,616
埼 玉 県	平均	869	20.8	4.1	12,529	39,036
	最大	1,172	38.4	10.3	39,552	140,734
	最小	728	9.6	0	7,140	20,347

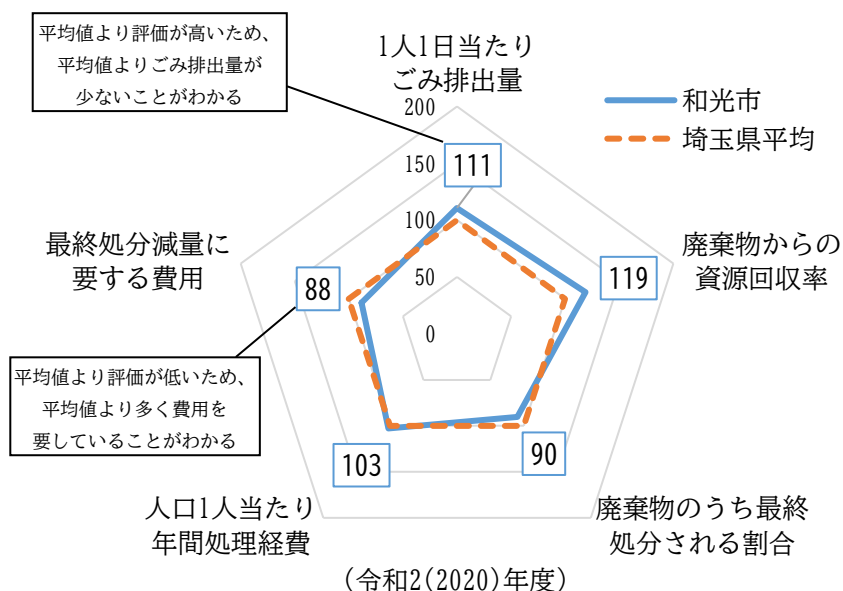
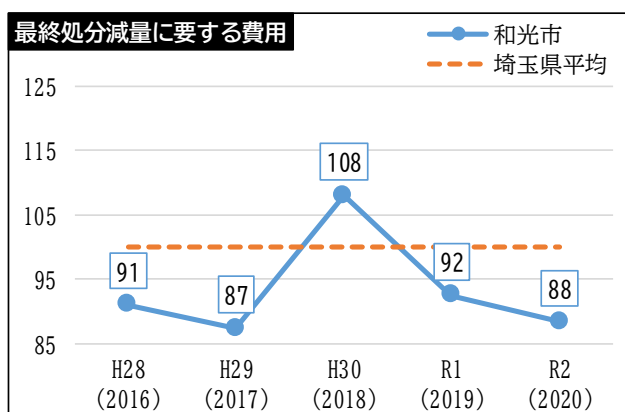
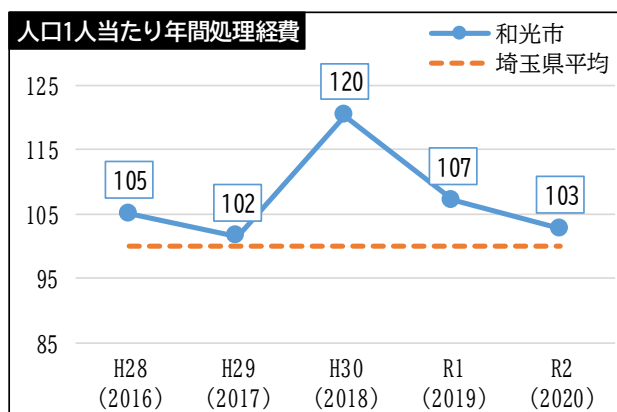
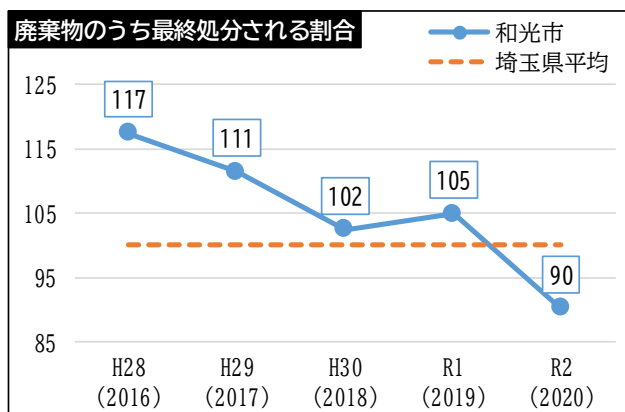
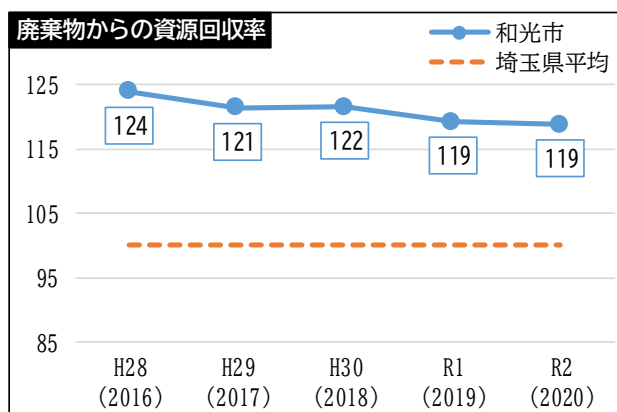
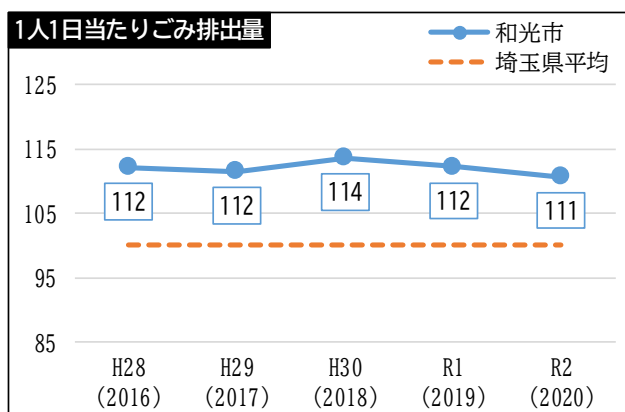


図 2.1.2 埼玉県平均との比較（令和 2(2020)年度実績・指数値レーダーチャート）



※令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査に示す各指標の埼玉県平均値を100とする。

図 2.1.3 埼玉県平均との比較（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度・指数値の推移）

4. 減量化・資源化

資源化量は、平成 26(2014)年度までは増加傾向でしたが、平成 27(2015)年度以降は減少傾向にあります。なお、令和 2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う生活様式の変化の影響により、資源化量が増加しています。また、令和 3(2021)年度における中間処理後の再生利用量では、焼却灰等の資源化量が最も多く全体の 35%を占めており、資源ごみの中では容器包装プラスチックが 22.2%、次いでペットボトルが 8%となっています。

表 2.1.12 資源化量（平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度分）

(t/年)					
年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
直接資源化量	1,752	1,708	1,624	1,510	1,434
紙・布類	1,752	1,708	1,624	1,510	1,434
資源ごみ量	1,281	1,290	1,236	1,231	1,227
無色びん	241	250	246	249	233
茶色びん	160	160	163	169	150
その他びん	203	203	215	214	225
アルミ	106	106	114	122	128
鉄(スチール)	166	166	151	133	137
くず鉄	392	392	337	335	339
非鉄	13	13	9	10	15
中間処理後再生利用量	2,529	2,769	2,942	2,802	2,819
焼却灰混入鉄	7	7	6	8	9
容器包装プラスチック	615	654	658	606	628
その他プラスチック	134	127	134	115	118
ペットボトル	258	251	239	233	239
廃家電リサイクル	5	5	2	1	2
小型家電リサイクル	10	10	50	40	28
Ni, Ncd, Li バッテリー	0	0	0	0	1
携帯電話(リサイクル)	0	0	0	0	0
乾電池・蛍光灯	20	20	33	28	27
弱電有価物	2	2	6	7	7
廃油	1	1	0	1	1
羽毛布団	0	0	0	0	0
不燃粗大ごみ(熱回収等)	0	0	102	96	106
破碎不適合物	2	2	1	1	2
破碎不適物(引き渡し)	28	28	29	20	20
焼却灰等(人口砂化)	1,027	728	709	414	390
焼却灰(セメント化)	420	470	481	476	492
焼却灰(再生砕石)	0	466	491	756	752
集団回収	1,219	1,218	1,241	1,175	1,070
合計	6,780	6,985	7,043	6,718	6,551

ごみの総排出量	23,208	23,110	22,965	22,733	22,366
リサイクル率	29.2%	30.2%	30.7%	29.6%	29.3%

※リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ごみの総排出量×100

表 2.1.13 資源化量（平成 29(2017)年度～令和 3(2021)年度分）

(t/年)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
直接資源化量	1,441	1,413	1,454	1,640	1,553
紙・布類	1,441	1,413	1,454	1,640	1,553
資源ごみ量	1,228	1,201	1,250	1,370	1,304
無色びん	241	224	217	235	225
茶色びん	148	150	136	138	140
その他びん	212	199	213	236	232
アルミ	124	121	128	144	149
鉄(スチール)	128	122	117	132	121
くず鉄	360	363	412	447	404
非鉄	16	23	27	38	33
中間処理後再生利用量	2,695	2,729	2,656	2,622	2,577
焼却灰混入鉄	4	2	6	8	11
容器包装プラスチック	513	565	559	565	548
その他プラスチック	117	111	78	87	108
ペットボトル	235	269	256	286	297
廃家電リサイクル	2	1	2	2	2
小型家電リサイクル	30	32	2	1	0
Ni, Ncd, Liバッテリー	0	0	0	0	0
携帯電話(リサイクル)	0	0	0	0	0
乾電池・蛍光灯	29	28	26	31	30
弱電有価物	8	5	5	8	10
廃油	1	1	1	1	1
羽毛布団	0	0	0	0	0
不燃粗大ごみ(熱回収等)	106	103	14	10	5
破碎不適合物	0	2	1	31	22
破碎不適合物(引き渡し)	12	9	10	0	0
焼却灰等(人口砂化)	394	379	401	194	117
焼却灰(セメント化)	483	476	499	499	477
焼却灰(再生砕石)	764	745	797	900	950
集団回収	976	904	874	746	722
合計	6,341	6,247	6,235	6,379	6,157
ごみの総排出量	22,480	22,300	22,918	23,405	23,119
リサイクル率	28.2%	28.0%	27.2%	27.3%	26.6%

※リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ごみの総排出量×100

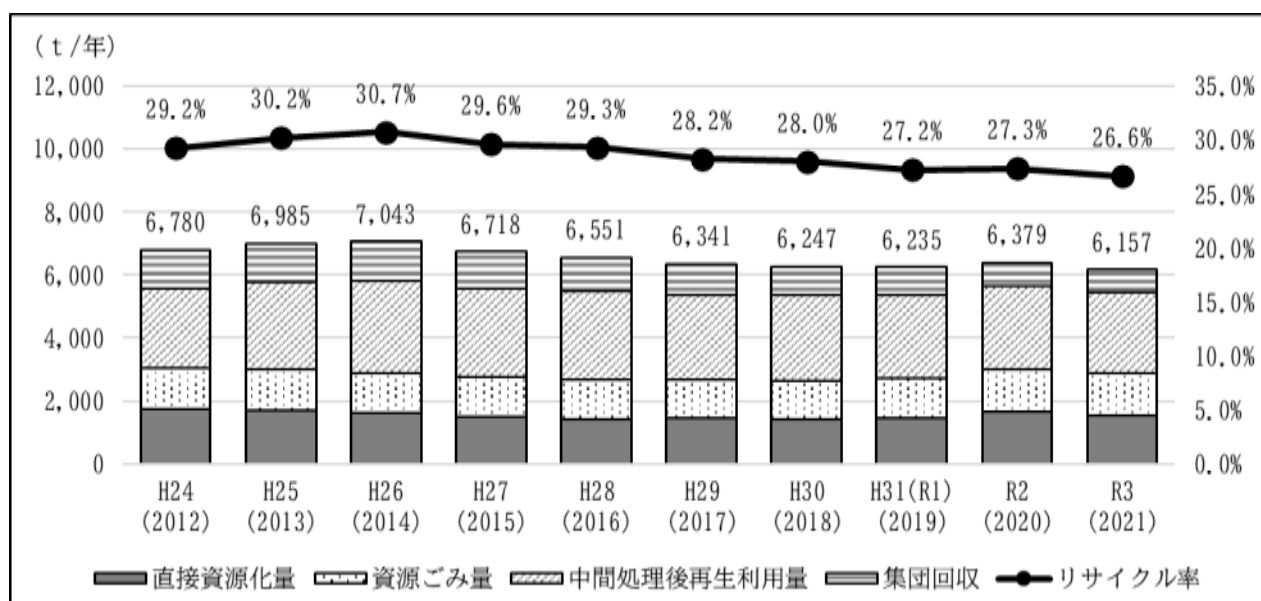


図 2.1.4 資源化量（平成 24(2012)年度～令和 3(2021)年度）

5. 収集・運搬

1) 収集運搬体制

家庭から排出されるごみの収集については4種13分別を実施し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、廃棄物処理業者への委託により、効率的な収集体制を確保しています。粗大ごみは、予約制の戸別有料収集としています。

なお、乾電池は、有害ごみとして収集するほか、拠点回収も行っています。

表 2.1.14 ごみの収集運搬体制

ごみ種別		排出方法	収集方法	収集回数	収集形態
ごみ燃	①燃やすごみ	透明・半透明の袋	集積所収集	週2回	委託
	②燃やせないごみ	透明・半透明の袋	集積所収集	週1回	委託
	③有害ごみ	透明の袋	集積所収集	週1回	委託
資源ごみ	④プラスチック	透明・半透明の袋	集積所収集	週1回	委託
	⑤ペットボトル	緑のネット袋	集積所収集	週1回	委託
	⑥びん	はこ(黄色コンテナ)	集積所収集	週1回	委託
	⑦かん	はこ(青色コンテナ)	集積所収集	週1回	委託
	⑧新聞紙	ひも	集積所収集	週1回	委託
	⑨段ボール	ひも	集積所収集	週1回	委託
	⑩雑誌・雑紙	ひも	集積所収集	週1回	委託
	⑪紙パック	ひも	集積所収集	週1回	委託
	⑫布類	透明の袋	集積所収集	週1回	委託
⑬粗大ごみ		—	戸別有料収集	随時	委託

2) 拠点回収等

乾電池、充電式電池、インクカートリッジは、公共施設に設置している資源回収ボックスにて拠点回収を行っています。また、パソコンや小型家電はリネットジャパンによる宅急便回収を案内しています。

3) ごみの戸別収集及び粗大ごみの運び出し（ひとり暮らしの高齢者宅など）

1人住まい又は健康な同居人のいない高齢者や障がい者等を対象に、集積所までごみを出しに行けない人のお宅に、生活支援の一環としてごみの戸別収集（玄関先での回収）を行っています。また、室内から大型の粗大ごみを運び出せない場合は、生活支援の一環として粗大ごみの運び出しの補助を行っています。

6. 中間処理施設

1) 現有施設の概要

市内から排出される一般廃棄物は、和光市清掃センターにて処理しています。当センターでは、効率的な運営を図り、燃やすごみの焼却、不燃ごみ等の分別による適正処理、資源ごみの分別保管、並びに有害ごみの保管等を行っています。なお、粗大ごみ処理施設は平成 19(2007)年度に発生した爆発火災により停止しています。

排出される一般廃棄物を安全・確実に適正処理を行うため、焼却炉等の補修・修繕を行い、施設の維持管理に努めています。

表 2.1.15 和光市清掃センターの概要

所在地	和光市下新倉 6-17-1
面積	建設用地面積： 5,580 m ² 建 築 面 積： 2,347.01 m ² 延 床 面 積： 4,519.95 m ²
整備期間	着工： 昭和 63(1988)年 5 月 28 日 竣工： 平成 2(1990)年 3 月 20 日
総工事費	21 億 2,000 万円
処理能力	ごみ 処 理 施 設： 120t/日 (60t/24h×2 炉) 粗大ごみ処理施設： 17t/日 (17t/5h×1 基) ※休止中
設計・施工	日立造船株式会社

表 2.1.16 ごみ処理施設の概要

炉型式	全連続燃焼式ストーカ炉
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
排ガス処理方式	乾式塩化水素除去装置+ろ過式集じん器
排水処理方式	クロ-ズドシステム（無放流方式）
灰処理方式	半湿式押出し方式、薬剤処理方式

2) ごみ処理広域化

安定的な処理を行うために和光市清掃センターでは、適宜修繕を続けながらごみ処理をしています。竣工 32 年を迎え深刻な老朽化が進行しています。そのため、平成 30(2018)年 8 月に朝霞市と基本合意書を締結し、ごみ広域処理体制の構築に向けた検討を開始するとともに、令和 2(2020)年 5 月に基本構想を策定しました。また、ごみ処理広域化を推進するために令和 2(2020)年 10 月に朝霞和光資源循環組合が設立され、広域処理施設の基本的な整備方針を定めた「(仮称) 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画」が令和 4(2022)年 11 月に策定されました。

7. 最終処分

市内には最終処分場がないため、発生したばいじん及び不燃物残渣については、県外に所在する民間の最終処分事業者に処理委託して、埋立しています。

なお、焼却灰及びばいじんの一部は、民間の中間処理事業者に委託して、再生砕石やセメントなどにリサイクルしています。

8. 可燃ごみの組成

ごみ処理施設に搬入される可燃ごみについて、昭和 52(1977)年 11 月 4 日付環境省公布「(環整 95 号)一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」で定める方法で、年に 4 回組成調査を行っています。

ごみの種類組成は、紙・布類が最も多く半数近くを占めています。次いで、ビニール・ゴム・皮革類が 20～30%台、ちゅう芥類（生ごみ）が 10%前後となっています。

三成分では、水分の変動幅は 36.75～53.43%、灰分の変動幅は 5.08～10.88%、可燃分の変動幅は 40.78～53.95%となっています。また、低位発熱量の変動幅は 1,517.50～2,185.00kcal/kg、単位体積重量の変動幅は 126.00～183.75t/m³となっています。

表 2.1.17 可燃ごみの組成

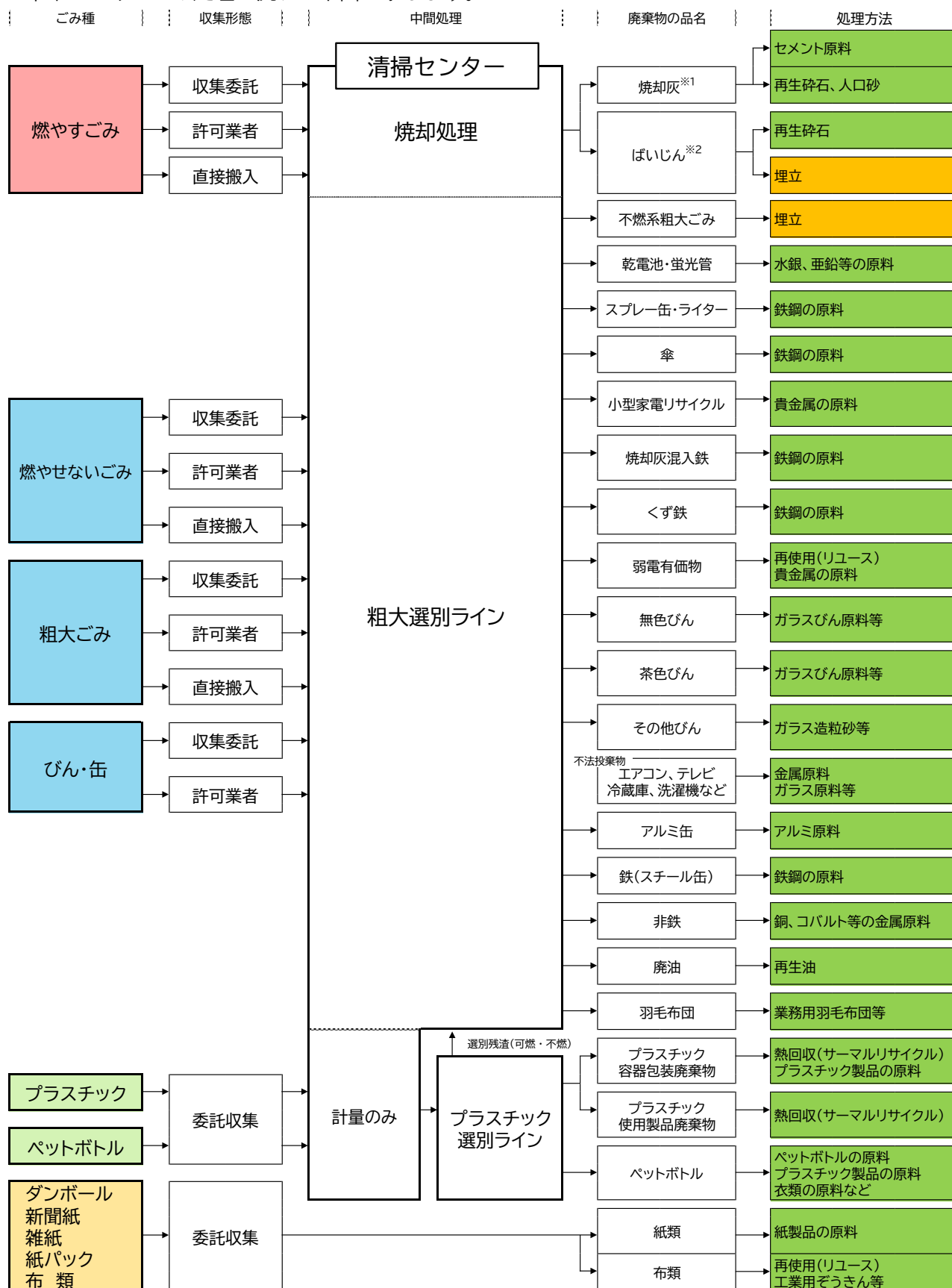
区分\年度			単位	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
乾物基準	種類組成	紙・布類	%	43.00	46.05	47.78	47.30	42.28
		ビニール・ゴム・皮革類	%	23.65	21.58	22.73	25.08	27.98
		木・竹・わら類	%	13.63	17.28	11.98	10.48	9.38
		ちゅう芥類	%	15.85	8.78	10.50	9.35	13.63
		不燃物類	%	0.55	0.93	0.83	0.63	1.95
		その他	%	3.35	5.40	6.20	7.18	4.80
湿物基準	三成分	水分	%	53.43	51.90	49.75	50.18	51.45
		灰分	%	5.78	6.80	7.13	6.78	7.78
		可燃分	%	40.80	41.30	43.13	43.05	40.78
	低位発熱量※		kcal/kg	1,517.50	1,547.50	1,645.00	1,637.50	1,525.00
	単位体積重量		t/m ³	183.75	169.75	142.25	151.00	154.75

区分\年度			単位	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
乾物基準	種類組成	紙・布類	%	42.48	46.80	42.48	41.93	53.95
		ビニール・ゴム・皮革類	%	26.75	32.43	32.98	21.30	24.50
		木・竹・わら類	%	14.85	7.88	6.48	12.65	2.95
		ちゅう芥類	%	10.23	8.40	15.03	12.28	16.40
		不燃物類	%	0.63	1.40	0.73	1.75	0.25
		その他	%	5.08	3.10	2.33	10.10	1.95
湿物基準	三成分	水分	%	49.80	46.63	40.38	36.75	41.05
		灰分	%	5.08	5.38	5.68	10.88	4.95
		可燃分	%	45.13	48.00	53.95	52.38	54.00
	低位発熱量※		kcal/kg	1,730.00	1,880.00	2,185.00	2,137.50	2,182.50
	単位体積重量		t/m ³	166.75	154.75	132.25	168.00	149.75

※低位発熱量は計算値を示す。

9. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを下图に示します。



※1 焼却灰…焼却炉から排出される灰

※2 ばいじん…排ガス処理装置(バグフィルター)から排出された灰で薬剤(固化)処理したもの

図 2.1.5 ごみ処理フロー

10. ごみ処理経費の状況

本市のごみ処理経費は、平成 27(2015)年度を除いて増加傾向にあり、市民 1 人当たりの年間ごみ処理原価も平成 28(2016)年度以降は増加傾向にあり、令和 3(2021)年度は 11,910 円となっています。また、資源集団回収量を除くごみ排出量 1kg 当たりの年間ごみ処理原価についても、増加傾向にあり、令和 3(2021)年度は 44 円となっています。

表 2.1.18 廃棄物処理事業経費

区分\年度	単位	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
ごみ処理経費	千円	829,736	855,062	854,141	832,917	867,741
人件費	千円	50,398	54,486	55,301	53,826	58,693
処理費	収集運搬費					
	中間処理費	160,438	175,690	188,548	171,329	199,314
	最終処分費					
委託費	収集運搬費	263,489	261,948	269,454	271,573	270,949
	中間処理費	324,405	336,328	312,855	308,388	311,017
	最終処分費	31,006	26,610	27,983	27,801	27,768
ごみ排出量※	t/年	21,148	21,028	20,835	20,684	20,457
人口※	人	78,964	79,436	80,077	80,705	81,322
1人当たり原価	円/人・年	10,508	10,764	10,666	10,321	10,670
1kg当たり原価	円/kg・年	39	41	41	40	42

区分\年度	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
ごみ処理経費	千円	912,636	935,512	941,498	1,027,690	999,623
人件費	千円	58,317	70,218	63,696	68,330	55,629
処理費	収集運搬費					
	中間処理費	217,116	203,470	214,287	252,965	241,698
	最終処分費					
委託費	収集運搬費	274,395	274,237	310,347	320,989	320,347
	中間処理費	334,473	358,847	323,434	354,037	354,527
	最終処分費	28,335	28,740	29,734	31,369	27,422
ごみ排出量※	t/年	20,628	20,552	21,173	21,827	22,479
人口※	人	81,868	82,698	83,713	84,248	83,930
1人当たり原価	円/人・年	11,148	11,312	11,247	12,198	11,910
1kg当たり原価	円/kg・年	44	46	44	47	44

〔出典〕一般廃棄物処理事業実態調査

※ごみ排出量は、資源集団回収量を除く ※人口は 10 月 1 日現在

11. 不法投棄の処理状況

不法投棄物の搬入量は、年々減少傾向にあり、平成 31(2019)年度～令和 2(2020)年度に増加したものの、令和 3(2021)年度には再び減少に転じ、過去 10 年間でみると約 8 割減となっています。

表 2.1.19 不法投棄ごみの推移

(t/年)

区分\年度	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
不法投棄ごみ	18.11	9.43	9.27	9.61	9.24

区分\年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
不法投棄ごみ	7.41	6.70	6.17	8.71	2.34

※不法投棄物の重量は、主にゴミ集積所に投棄されたゴミが対象となります。

第2章 ごみ処理対策の実績

1. 関連計画における目標値

1) 第五次和光市一般廃棄物処理基本計画

第五次計画では、目標年度である令和 4(2022)年度におけるごみ減量化目標及びリサイクル率を以下のとおりに設定しています。

表 2.2.1 基本計画における目標値

	実績 H23(2011)	目標値 R4(2022)		備考
			H23(2011)比	
人口	78,227人	91,156人	約16%増	
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	647g/人・日	582g/人・日	65g/人・日減	1年1%ずつ減
事業系ごみ排出量	3,654t/年	2,658t/年	996 t/年減	第四次和光市一般廃棄物処理基本計画の目標水準を継続
集団回収量	1,199t/年	1,38t/年	119t/年増	1年1%ずつ増
ごみ排出量	23,340t/年	23,340t/年	0t/年	人口が増加しても、総排出量は平成23(2011)年度実績を維持
リサイクル率	29%	33%	4%増	第四次和光市一般廃棄物処理基本計画の目標水準を継続
最終処分場への搬入量	1,129t/年	998t/年	131t/年	

2) ごみ処理広域化基本構想（朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）

基本構想では令和 10(2028)年度における目標原単位・目標排出量を以下のとおりに設定しています。

表 2.2.2 基本構想における目標値

項目	目標値 R10(2028)	備考
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	529g/人・日	「第4次循環型社会形成推進基本計画（環境省）」における家庭系ごみ目標原単位である「令和7(2025)年度までに440g/人・日を達成する」ことを目標とする。 $440\text{g/人・日} \times 120.3\%^{\ast 1} = 529\text{g/人・日}$
事業系ごみ排出量	2,968t/年	「第4次循環型社会形成推進基本計画（環境省）」による事業系ごみの排出目標が全国総量での設定になっており、準用が困難であるため、本市独自で算出した排出量推計値から、基本計画より算出される推計と目標値の差分を減じ、算出する。 $3,130\text{t/年} = 162\text{t/年}^{\ast 2} = 2,968\text{t/年}$

※1 平成 30(2018)年度実績における生活系ごみに対する資源ごみの比率は約 20.3%であるため、本比率により生活系ごみ原単位を設定しました。

※2 基本計画で設定した事業系ごみ排出量の令和 4(2022)年度推計値 2,820t/年と目標値 2,658t/年の差分により算出しました。

2. 関連計画における目標達成状況

前項に示した目標値の達成状況を以下に示します。

なお、目標①（令和 4(2022)年度）は第五次計画、目標②（令和 10(2028)年度）は基本構想における目標値を示しています。

1) 1人1日当たりの生活系ごみ及び家庭系ごみ排出量

生活系ごみは、平成 24(2012)年度から順調にごみの削減を推進できていましたが、平成 31(2019)年度、令和 2(2020)年度は増加に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、在宅時間の増加したことが要因と考えられます。令和 3(2021)年度では、外出制限の緩和に伴う生活様式の変化でごみ量は減少しましたが、令和 4(2022)年度における目標①(生活系ごみ:582g)を達成するのは困難であると考えられます。

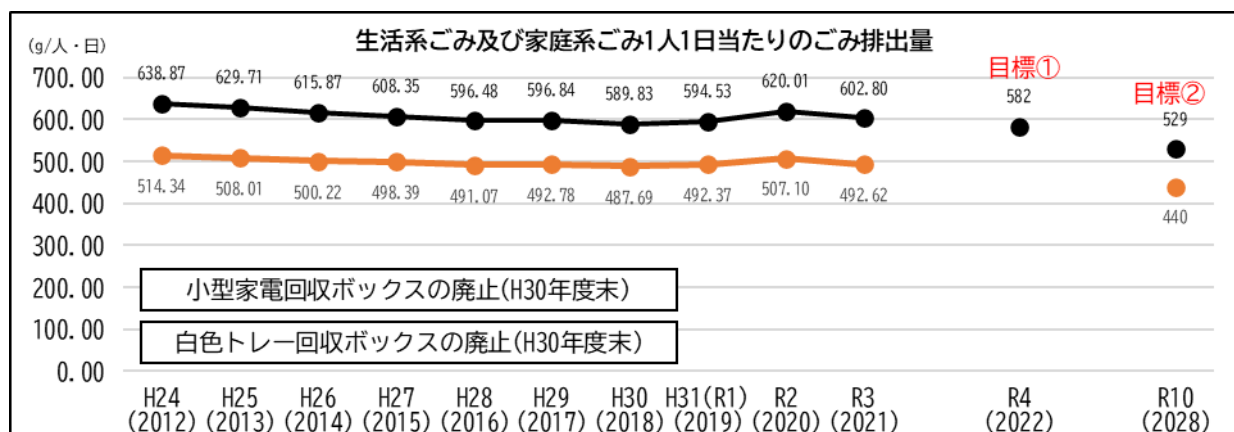


図 2.2.1 目標達成状況（生活系ごみ及び家庭系ごみ）

[定義] 生活系ごみとは、家庭から発生するごみから、「資源集団回収」を除いたもの
家庭系ごみとは、「生活系ごみ」から「資源ごみ」を除いたもの

2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、平成 24(2012)年度から横ばいまたはやや増加傾向に推移しています。令和 4(2022)年度における目標①(事業系ごみ:2,658t)と大きく乖離しているため、達成困難であると考えられます。また、令和 10(2028)年度における目標②(事業系ごみ:2,968t)を達成するためには、大幅なごみ量の削減が必要になります。

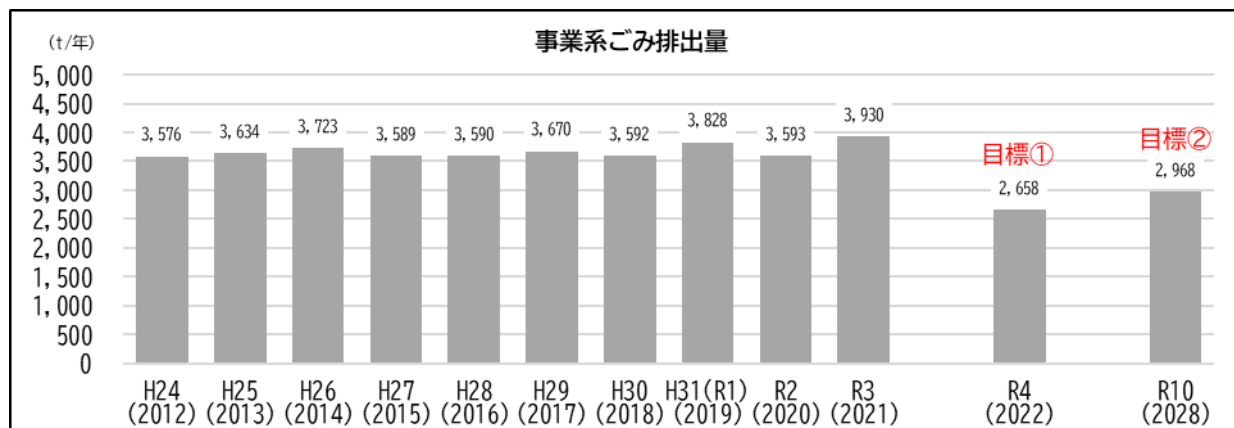


図 2.2.2 目標達成状況（事業系ごみ）

3) 集団回収量

集団回収量は、平成 26(2014)年度まで増加傾向でしたが、それ以降は年々回収量が減少しています。令和 3(2021)年度の回収量が目標①の半分程度と大きく乖離しているため、目標値の達成は困難であると考えられます。

なお、集団回収単価は平成 22(2010)年度までは 1kg 当たり 5 円でしたが、平成 23(2011)年度に 1kg 当たり 3 円に改訂しています。

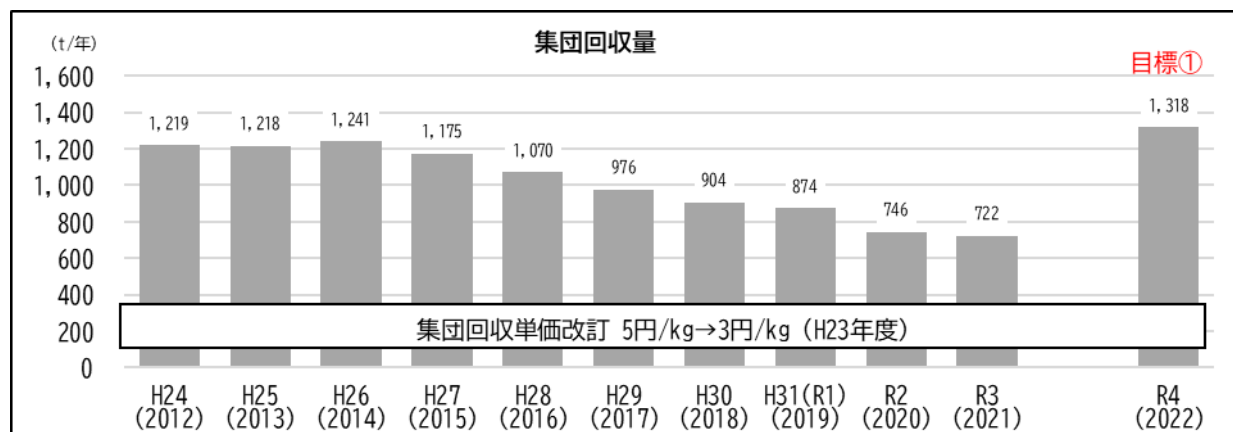


図 2.2.3 目標達成状況（集団回収量）

4) ごみ総排出量

ごみ総排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。令和 3(2021)年度の実績で目標①を達成していますが、人口が予測より大幅に少ないため、目標値に対する進捗の評価が困難になっています。

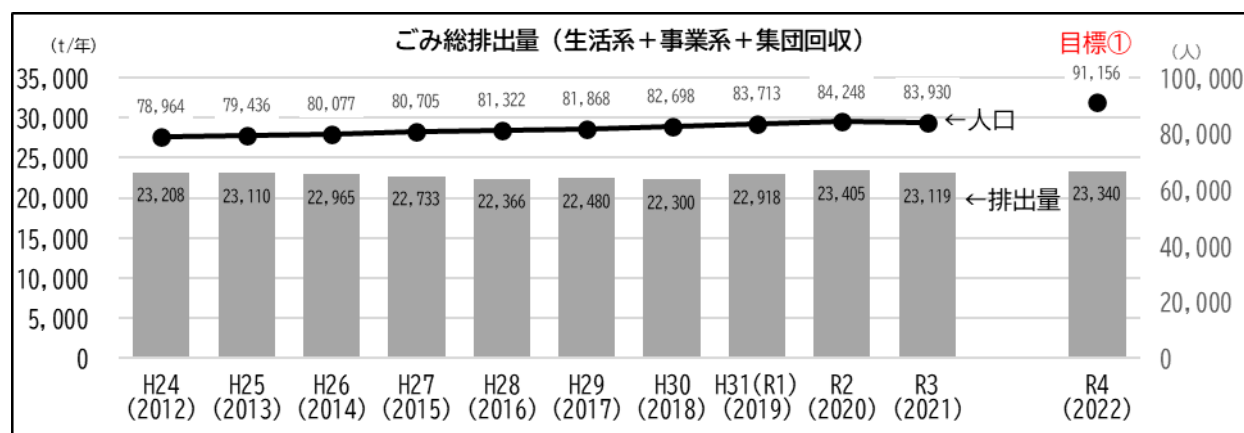


図 2.2.4 目標達成状況（ごみ総排出量）

5) リサイクル率

リサイクル率は、平成 25(2013)年度以降減少傾向に推移しており、目標①(リサイクル率 33%)の達成は困難であると考えられます。しかし、リサイクル率の全国平均※が 20.0%(令和 2(2020)年度)であることを考えると、いずれの年度においても本市は平均値より高い水準にあります。

※一般廃棄物処理実態調査(環境省)より令和 2(2020)年度全国平均：20.0%

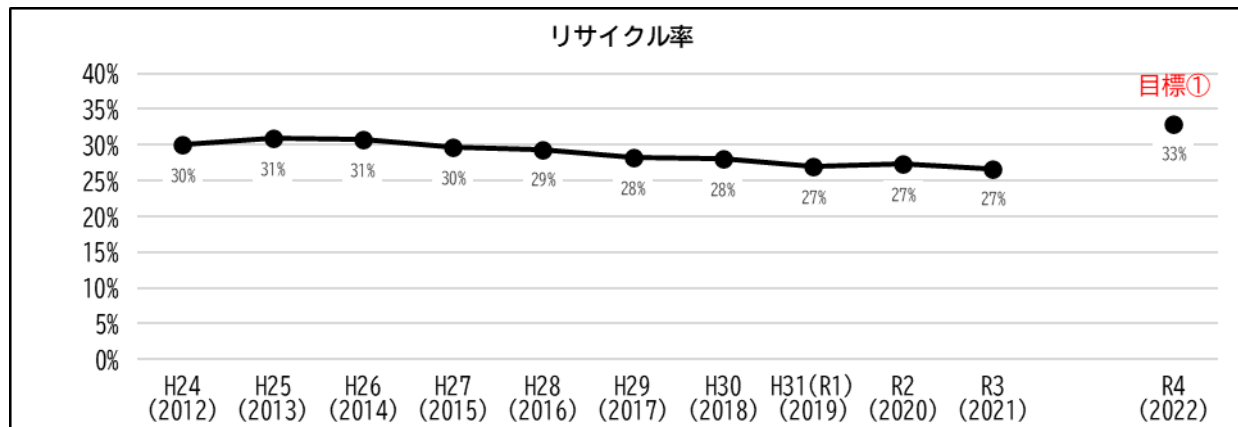


図 2.2.5 目標達成状況(リサイクル率)

6) 最終処分場への搬入量

最終処分場への搬入量は、平成 25(2013)年度から平成 31(2019)年度まで不燃物残渣を資源化していたため、搬入量が減少し目標①を大幅に達成していました。しかし、清掃センターの粗大ごみ処理施設が停止していることにより、不燃物の選別が不十分な状態にあるため、中間処理委託(資源化)することができなくなりました。令和 3(2021)年度の実績では、目標①に対して 20t 程度搬入量を削減する必要がありますが、目標達成可能な水準にあると考えられます。

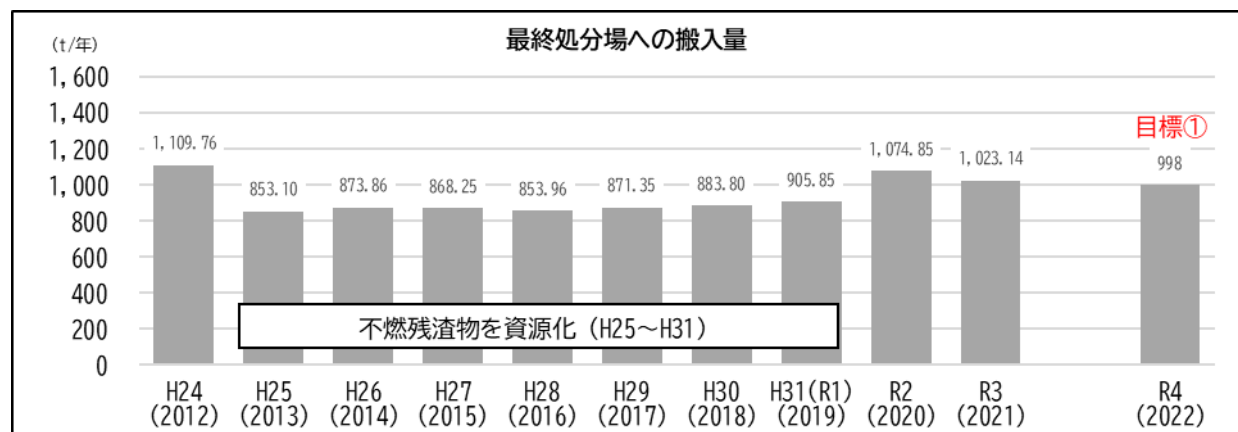


図 2.2.6 目標達成状況(最終処分場への搬入量)

第3章 ごみ処理の課題

1. 本市における課題

1) ごみの発生抑制

本市の家庭系ごみの排出量は減少傾向にありましたが、近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、生活様式の変化から増加傾向にあります。近隣市と比較すると、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、平均値よりも高くなっています。(表 2.1.10)

発生抑制を推進するため、リユース、リデュース、リフューズの取組の活性化や市民の環境保全意識の醸成に取り組む必要があります。

2) ごみの分別徹底

本市の資源ごみの排出量は、総排出量に比例して年々減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症に関わる生活の変化で、増加に転じています。しかし、市民アンケートの結果で、雑がみを燃やすごみとして排出しているとの回答が全体の 59.9%あることや、可燃ごみの種類組成で紙・布類が半数近くを占め、ビニール・ゴム・皮革類が2~3割程度存在することが確認できるため、まだリサイクル可能なごみが混在していると推測されます。そのため、ごみの分別を徹底することで、可燃ごみを減量し、資源物の循環を図る必要があります。

3) 食品ロス削減の取組

令和元(2019)年 10 月 1 日に施行された食品ロス削減推進法で地方公共団体は、国や県、その他の団体と連携を図りながら、食品ロスの削減に努めることを求められています。また、法第十三条では、食品ロス削減推進計画の策定を求められているため、本市としても、食品ロス削減の取組を発展させていく必要があります。

4) 事業系ごみの削減

基本構想では、令和 10(2028)年度までに事業系ごみを 2,968 t/年まで削減することを目標値として定めています。令和 3(2021)年度の事業系ごみ排出量は、3,932t/年であるため、目標を達成するには事業系ごみの削減に向けた施策を重点的に推進していく必要があります。

5) リサイクル活動(集団回収)の推進

全国的に集団回収量は年々減少しており、本市も同様に平成 26(2014)年度以降は回収量は減少し続けています。集団回収を推進することで、資源ごみの分別が徹底されて良質な資源回収ができるようになることや、資源ごみの持ち去り防止、地域のリサイクル意識の向上、市の収集運搬委託費の削減などのメリットや地域コミュニティの発展に繋がるため、引き続き推進していく必要があります。

6) 市民サービスの向上

高齢者の増加に備えてごみ出し困難世帯への支援の拡充や制度強化などが必要になります。また、市民アンケートで家庭に退蔵しているごみがあるとの回答が全体の 63.3%あることから処理困難ごみの排出方法などの情報発信などを推進する必要があります。

7) 災害対策の強化

平成 23(2011)年の東日本大震災や平成 28(2016)年の熊本震災をはじめ、埼玉県においては平成 25(2013)年の竜巻、平成 26(2014)年の大雪など近年は大きな被害をもたらす災害が増えています。災害時には、インフラの復旧などのために、迅速に災害廃棄物を処理する必要があることから、平時から災害に備えて対策をしていく必要があります。

2. 広域化における課題

1) ごみの減量化目標の達成

令和 10(2028)年度から稼働を予定している広域処理施設は、基本構想で策定した目標値を基準に施設規模を決定しています。広域処理施設の安定稼働のためには、新施設で処理する家庭系ごみや事業系ごみを重点的に削減し、減量化目標を達成する必要があります。

2) 分別基準の見直し

ごみ処理広域化に向けて、朝霞市と共同処理するためにはごみの分別基準を統一するとともに広域処理施設の規格との整合性を図る必要があります。

3) 資源ごみ処理の広域化の推進

基本構想では、令和 10(2028)年度から稼働を予定している広域処理施設の処理対象ごみを可燃ごみ及び不燃・粗大ごみとしており、びん・缶、プラスチック・ペットボトルなどの資源ごみについては、将来的に段階をおいて効率的な広域処理を目指すこととしています。そのため、朝霞市や朝霞和光資源循環組合と協議を続けながら資源ごみのごみ処理広域化を推進する必要があります。特に缶については、清掃センターで中間処理(圧縮)しているため、現状のままでは可燃ごみ等の広域化後も清掃センターの解体工事に着工することができないため、代替えの方法を検討する必要があります。

第4章 ごみの将来予測

1. 将来人口

将来人口は「和光市人口ビジョン」に示されている目標人口を用います。

これによると、本市の将来人口は増加し、計画の最終年度である令和 14(2032)年度では 90,662 人(令和 3(2021)年度実績から約 6,700 人増加)になると見込まれます。

表 2.4.1 「和光市人口ビジョン」における将来人口

実績		将来人口	
年度	人口(人)	年度	人口(人)
H24(2012)	78,964	R4(2022)	85,201
H25(2013)	79,436	R5(2023)	85,662
H26(2014)	80,077	R6(2024)	86,134
H27(2015)	80,705	R7(2025)	86,666
H28(2016)	81,322	R8(2026)	87,221
H29(2017)	81,868	R9(2027)	87,804
H30(2018)	82,698	R10(2028)	88,404
H31(R1)(2019)	83,713	R11(2029)	89,029
R2(2020)	84,248	R12(2030)	89,566
R3(2021)	83,930	R13(2031)	90,113
		R14(2032)	90,662

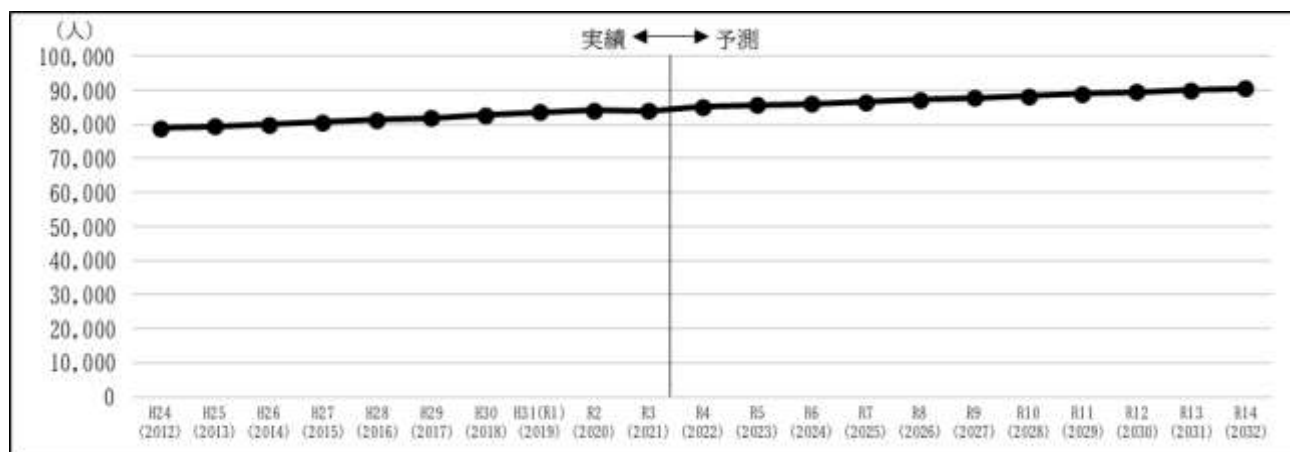


図 2.4.1 「和光市人口ビジョン」における将来人口

2. ごみ発生量の将来予測

1) 推計方法

ごみ総排出量について、「一般廃棄物処理計画策定指針」に基づいて、過去 5 年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ総排出量の将来予測の考え方を下記に示します。

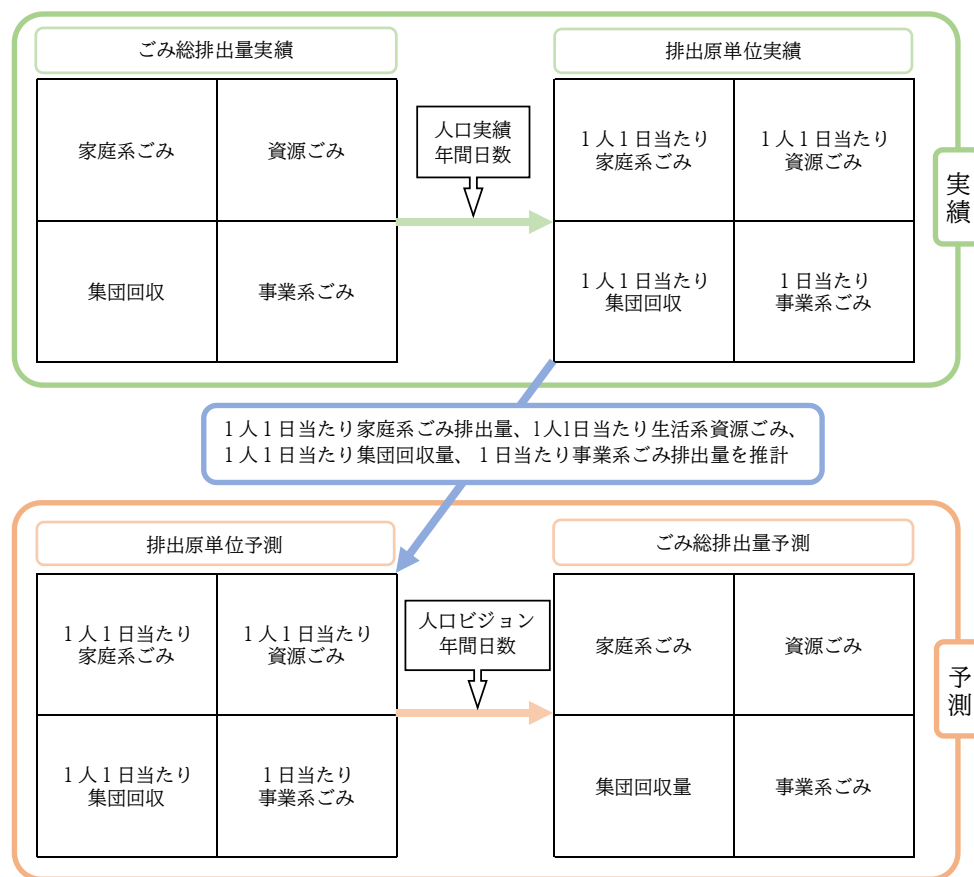


図 2.4.2 ごみ総排出量の将来予測の考え方

5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値（以下、「単純推計」という。）を設定します。

表 2.4.2 予測で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y：推計値 a、b：係数 ln、e：自然対数、逆対数 x：年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

2) ごみ発生量の将来予測結果

ごみ総排出量の推計結果を以下に示します。1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び1日当たりの事業系ごみ排出量の増加に伴い、ごみ総排出量は増加傾向が見込まれます。

一方で集団回収量は近年減少傾向にあったことから、推計結果においても減少傾向が見込まれます。なお、それぞれの予測結果については、資料編に記載します。

表 2.4.3 ごみ発生量の将来予測結果

(t/年)

				実績	予測				
				R3 (2021)	R9 (2027)	R10 (2028)	R14 (2032)		
人口 (人)				83,930	87,804	88,404	90,662		
年間日数 (日)				365	366	365	365		
家庭系 排出量	生活系ごみ	家庭系 ごみ	燃やすごみ	13,347.03	13,796.29	13,818.66	14,039.39		
			燃やせないごみ	682.39	702.30	703.44	714.68		
			有害ごみ	24.16	31.21	31.26	31.76		
			粗大ごみ	1,037.48	1,076.86	1,078.61	1,095.84		
					15,091.06	15,606.66	15,631.97	15,881.67	
		資源ごみ				3,375.24	3,092.15	3,078.96	3,064.28
			びん	519.33	476.19	474.16	471.90		
			かん	155.15	142.24	141.63	140.96		
			紙・布類	1,563.13	1,431.66	1,425.56	1,418.76		
			プラスチック	826.11	757.58	754.35	750.75		
	ペットボトル		311.52	284.48	283.26	281.91			
				18,466.30	18,698.81	18,710.93	18,945.95		
	集団回収			722.47	529.93	500.15	404.05		
				19,188.77	19,228.74	19,211.08	19,350.00		
事業系 排出量				3,851.54	3,790.96	3,798.47	3,855.65		
				43.11	42.60	42.68	43.32		
				37.43	38.72	38.80	39.38		
				0.00	0.00	0.00	0.00		
				0.00	0.00	0.00	0.00		
				0.00	0.00	0.00	0.00		
				3,932.08	3,872.28	3,879.95	3,938.35		
ごみ総排出量				23,120.85	23,101.02	23,091.03	23,288.35		
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)				492.62	485.64	484.45	479.93		
1人1日当たりの生活系資源ごみ排出量 (g/人・日)				110.18	96.22	95.42	92.60		
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)				602.80	581.86	579.87	572.53		
1人1日当たりの集団回収量 (g/人・日)				23.58	16.49	15.50	12.21		
1日当たりの事業系ごみ (t/日)				10.77	10.58	10.63	10.79		
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)				754.14	718.85	715.61	703.75		

第5章 ごみ処理の基本理念・基本方針

1. ごみ処理の基本理念

将来にわたって健康で良好な生活環境を維持するためには、ごみの排出主体である市民・事業者とごみ処理事業を運営する行政が、共に協力し合いながら、共通の目標達成を目指すことが重要であることから、各主体が率先して行動するとともに、協働できる仕組みをつくっていきます。それは廃棄物処理の分野のみならず、福祉やコミュニティの形成、海洋汚染の防止など、様々な地域・社会課題を統合的に解決することができる可能性があります。

さらに、大規模感染症の蔓延や集中豪雨及び大震災等の自然災害時においても、適正かつ迅速にごみ処理が行えるよう、災害時を想定した体制や人材育成、ルールづくりなどを行っていくことで、強靱なごみ処理体制を構築していきます。

基本理念

持続可能な社会の実現を図るために、
市民・事業者・行政の協働や4Rを推進して
ごみ減量・資源化目標を達成するとともに、
平時と災害時の双方の局面を前提とした処理体制を構築する

2. ごみ処理の基本方針

基本理念を実現できるごみ処理事業を進めていくにあたり、3つの基本方針に沿って施策を展開していきます。

基本方針1 ごみ減量・資源化目標の達成

持続可能な社会を実現し、適正なごみ処理を継続して推進するために、ごみの排出を抑え、まだ使用できるものを循環させる意識を醸成するとともに、排出されるごみを可能な限り資源化することで目標を達成します。

基本方針2 市民・事業者・行政の協働による資源循環の推進

これまで各主体の努力と行動によりごみの減量や資源のリサイクルが進められてきた土台を基に、今後は各主体が協働して取り組む仕組みづくりを行うことで、市全体でさらなる資源循環の輪を広げていきます。

基本方針3 ごみ処理広域化及び資源循環システムの構築

朝霞市とのごみ処理広域化に向けて、市民生活に負担をかけないよう円滑にごみ処理事業を移行するための体制を構築します。また、資源物をより有効にリサイクルできる体制や災害時にも迅速かつ適正に処理を維持できる体制を構築します。

第6章 ごみ減量化目標

基本構想で定めた目標を前提とし、本計画におけるごみ減量化目標及びリサイクル率を以下のとおり設定します。

表 2.6.1 目標値

指標	目標値 (中間年次 R9)	目標値 (目標年次 R14)
家庭系ごみ	447.52g/人・日	440g/人・日
集団回収量	722.46 t /年	722.46 t /年
事業系ごみ	3,105.73 t /年	2,968.00 t /年
リサイクル率	28.4%	27.9%

表 2.6.2 目標の設定根拠

指標	目標の設定根拠
家庭系ごみ 原単位	・基本構想における1人1日当たり生活系ごみ排出量目標値の根拠となっている、1人1日当たり家庭系ごみ排出量目標値「令和10(2028)年度440g/人・日」を前提とし、令和11(2029)年度以降も当該目標原単位を維持します。 ・令和11(2029)年度以降は目標原単位を維持することを目標としていますが、人口が徐々に増加するため、令和11(2029)年度以降も人口増加分ごみの減量を維持することを目標としています。 ・主に、食品ロスの削減に伴う「燃やすごみ」の発生抑制、「燃やすごみ」に混在している「プラスチック」及び「紙・布類」の資源化促進により、目標達成を目指します。
集団回収量	・集団回収量は全国的に減少傾向にあり、本市も同様の傾向にあります。 ・これ以上回収量を減少させないことを目標とし、現状維持(令和3(2021)年度実績722.46t/年にて推移)させます。
事業系ごみ 排出量	・基本構想における事業系ごみ排出量目標値「令和10(2028)年度2,968t/年」を前提とする。 ・令和11(2029)年度以降も当該目標原単位を維持する。 ・主に、発生抑制や自主的な資源化促進により、目標達成を目指す。
リサイクル率	・リサイクル率は年々減少傾向にあります。 ・「燃やすごみ」からの「プラスチック」及び「紙・布類」の分別促進により、結果としてリサイクル率を28%にまで増加(回復)させることを目標とします。(※設定根拠は資料編p.15に記載)
(目標値設定なし) 最終処分場 搬入量	・第五次計画では、最終処分場への搬入量の目標を定めていましたが、リサイクル率の目標値を設定することで、最終処分量の指標になっているため、目標値を定めないこととします。 ・焼却灰は全量、ばいじんは可能な限り資源化していることから、既に極限まで搬入量は削減しています。

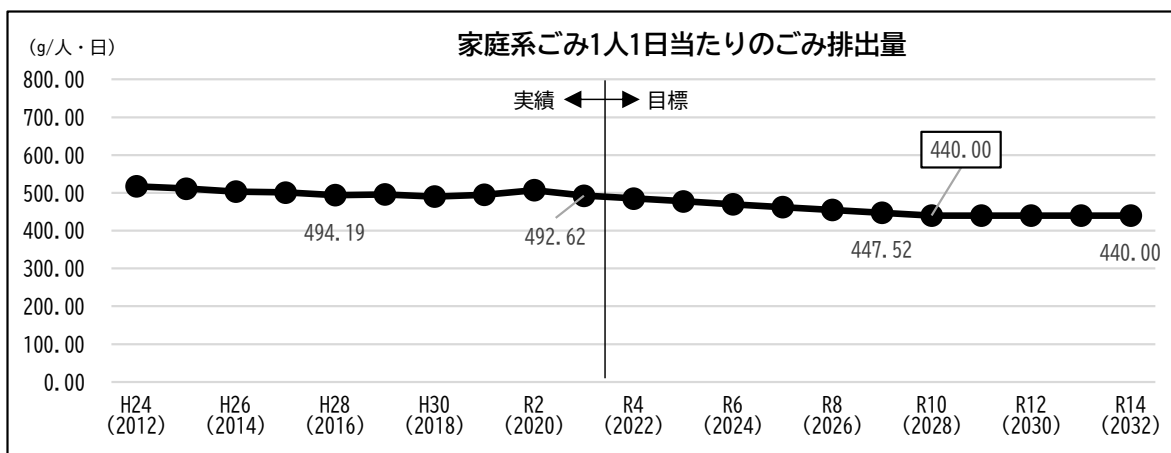


図 2.6.1 家庭系ごみ目標値

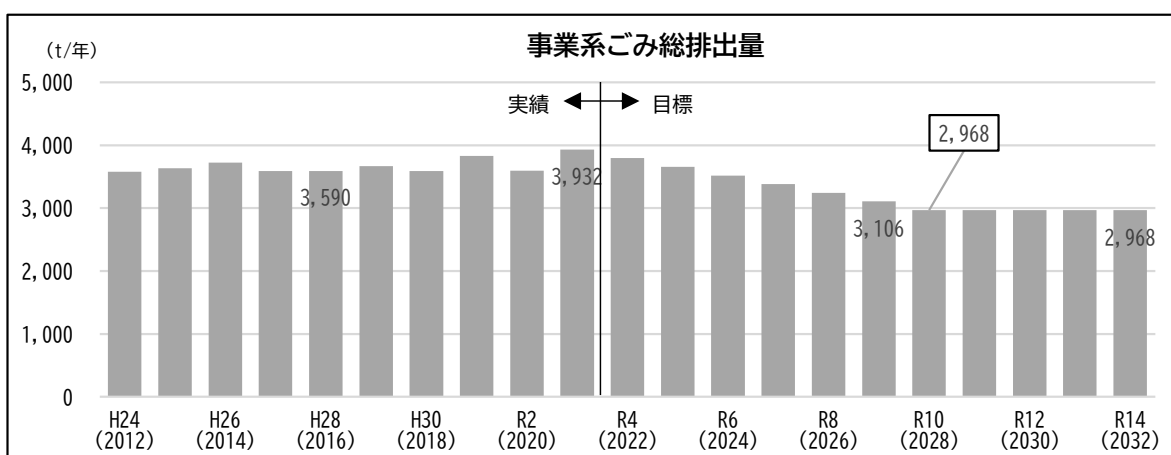


図 2.6.2 事業系ごみ目標値

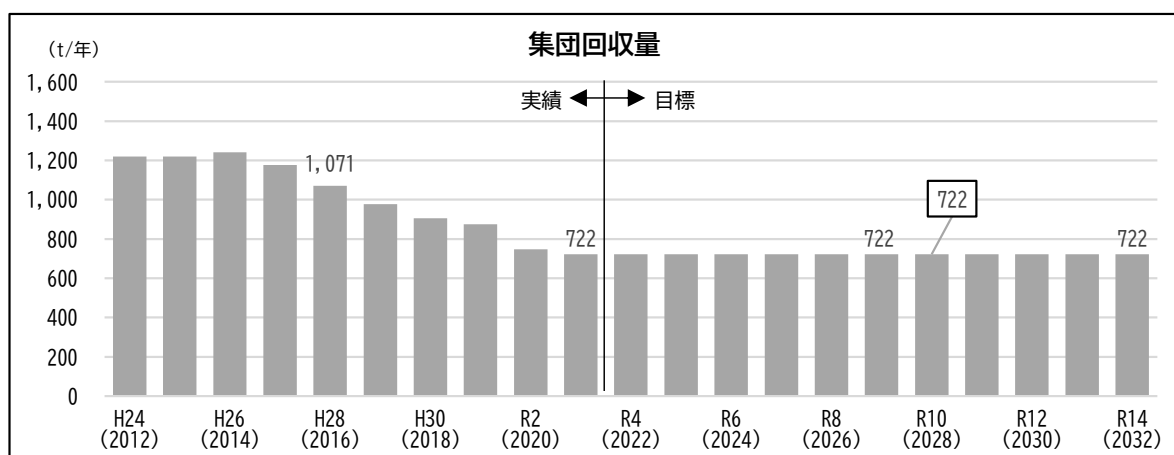


図 2.6.3 集団回収量目標値

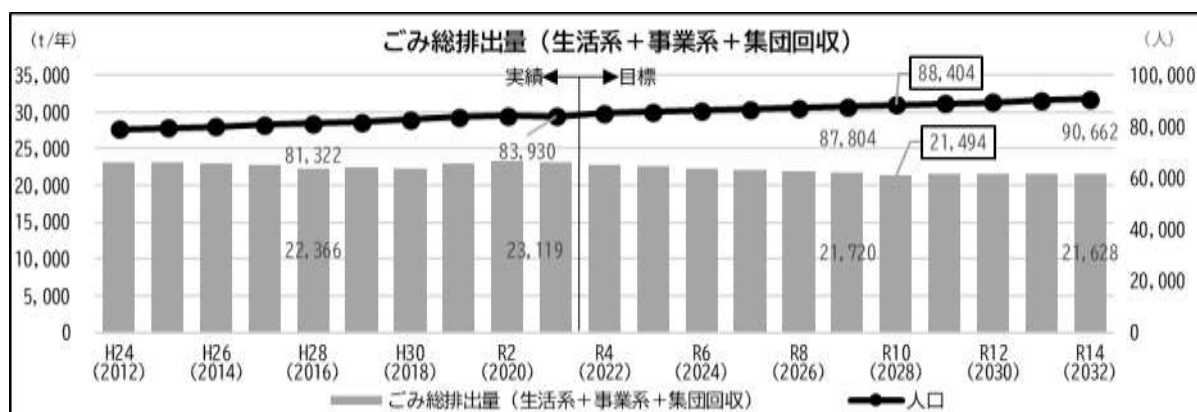


図 2.6.4 人口とごみ総排出量目標値

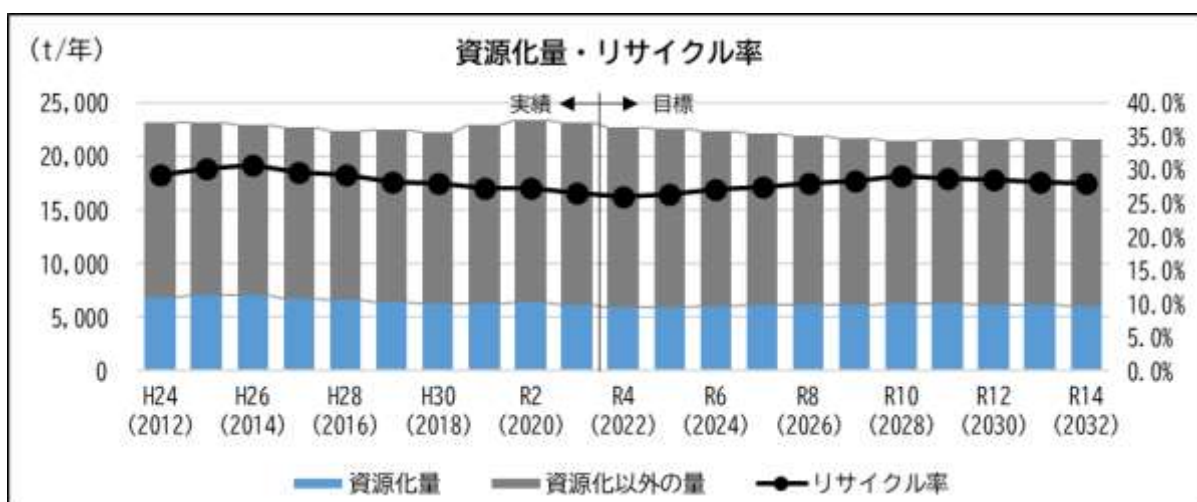


図 2.6.5 リサイクル率目標値

第7章 計画の体系と施策

基本理念

持続可能な社会の実現を図るために、市民・事業者・行政の協働や4 Rを推進してごみ減量・資源化目標を達成するとともに、平時と災害時の双方の局面を前提とした処理体制を構築する

基本方針1

ごみ減量・資源化目標の達成

ごみの分別・4 R・食品ロスの削減を推進することで、ごみの減量及び資源化目標を達成する。

重点：優先的に実施する重要な施策
強化：前計画から継続する施策を改善・充実
新規：本計画から新たに実施する施策

施策の方向性	施策	重み付け	分類
ごみ減量・資源化目標の達成	施策1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理	重点	強化
	施策1.2 ごみ減量・資源化の意識醸成		
食品ロス削減の推進	施策1.3 食品ロスの削減対策	重点	強化
4 Rの推進	施策1.4 リフューズ（発生回避・拒否）・リデュース（発生抑制）の促進		
	施策1.5 リユースの推進（再使用）		強化
	施策1.6 資源物の分別徹底	重点	強化

基本方針2

市民・事業者・行政の協働による資源循環の推進

市民や事業者と市の繋がりを構築することで、ごみの分別やルール徹底、市民サービス向上を推進する。

施策の方向性	施策	重み付け	分類
市民や事業者の分別推進	施策2.1 分別説明会の実施		
	施策2.2 事業系ごみ適正処理啓発・ごみ減量の推進	重点	強化
地域におけるリサイクルの推進	施策2.3 リサイクル活動（集団回収）の推進		
情報発信、環境学習の推進	施策2.4 わかりやすい情報提供	重点	強化
	施策2.5 お届け講座や環境教育・環境学習の実施		
市民サービスの充実	施策2.6 ごみ出し困難世帯への支援		強化
	施策2.7 不法投棄への対策		強化

基本方針3

ごみ処理広域化及び資源循環システムの構築

ごみ処理広域化や災害廃棄物対策を推進するために、体制の見直しや構築を図る。

施策の方向性	施策	重み付け	分類
理解の促進	施策3.1 ごみ処理広域化の情報発信		新規
処理体制の継続的改善	施策3.2 資源化ルートの継続的な見直し		
	施策3.3 分別基準の見直し	重点	新規
	施策3.4 ごみ処理に係る費用負担の検討		新規
	施策3.5 資源ごみ処理の広域化	重点	新規
災害廃棄物対策	施策3.6 災害時に備えたルール・体制づくり	重点	新規



主な取組内容		
数値目標の進捗評価	各施策のスケジュール管理	
わかりやすい目標値の周知	家庭でできる具体的な減量取組の紹介	事業者ができる具体的な減量取組の紹介
飲食店と連携した取組の発展	食品ロス削減レシピの啓発	フードドライブの推進
不要なものを発生させない	マイバッグ・マイボトル利用等の促進	ごみの排出抑制の情報発信
民間リユース事業者と協働の検討	リユース機能の整備	
プラスチックごみ分別基準の見直し・周知	小売店と連携した店頭回収のPR促進	雑紙の出し方の見直し及び分別推進の情報発信
拠点回収のPR及び検討		

主な取組内容		
講座や説明会の積極的な情報発信	分別体験会の実施	
適正処理の情報発信	事業系ごみの定期的な確認	事業系ごみの減量に関する計画書や管理責任者届提出の徹底
事業系ごみ有料シール券制度の見直し	一般廃棄物処分業者の情報発信	
リサイクル活動回収取扱業者の紹介及び情報発信	リサイクル活動補助金単価見直しの検討	
転入者への情報提供	パンフレットの見直し及び全戸配布	SNSを活用したごみ処理状況等の発信
ごみ分別アプリの導入の検討		
お届け講座、施設見学会の実施	環境教育・環境学習機能の整備	
ごみの戸別収集や粗大ごみの戸別（運び出し）収集に関する地域や社協との協力体制構築	収集業者と連携した有料サービスの検討	
不法投棄対策の推進	処理困難物の処理に関する情報提供	

主な取組内容		
誰にもわかりやすく目に留まりやすい情報発信		
焼却残渣や有価物の処理委託先の調査・検討	小型家電リサイクルの推進	
ごみ広域処理に向けた分別基準の見直し		
一般廃棄物処理会計基準の導入	処理手数料の継続的な見直し	ごみ有料化の検討
資源ごみの広域化に向けた協議		
災害廃棄物処理計画の策定と定期的な見直し	職員等研修の実施	災害廃棄物の排出ルール周知
退蔵ごみの適正排出	有害ごみ等の情報把握	

基本方針1 ごみ減量・資源化目標の達成

【施策の方向性】ごみ減量・資源化目標の達成

施策 1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理

【強化】重点施策

ごみ処理数値目標を達成するために、年度毎に達成状況を評価し、進捗状況によっては各施策の取組みを見直しするなど、改善を図ります。

施策 1.2 ごみ減量・資源化の意識醸成

ごみ減量・資源化の目標について、市民・事業者にわかりやすく周知して、家庭や事業所内での取組を促進し、減量・資源化の意識を醸成します。

【施策の方向性】食品ロス削減の推進

施策 1.3 食品ロスの削減対策

【強化】重点施策

手付かずの食品や調理くず、食べ残しなど、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するため、普及啓発や事業者等と連携した取組を推進します。

【施策の方向性】4 Rの推進

施策 1.4 リフューズ（発生回避・拒否）・リデュース（発生抑制）の促進

家庭や事業者で行うことができる発生源でごみを断つための取組や、ごみを発生させない取組の情報を発信することで、ごみ減量の啓発を推進します。

施策 1.5 リユースの推進（再使用）

【強化】

衣類や食器、家具など、まだ使えるものを必要な人へ届けたり、誰かから譲り受けるための拠点を整備します。

施策 1.6 資源物の分別徹底

【強化】重点施策

燃やすごみに混在して排出されるプラスチック、雑がみなどの分別を徹底するため、情報発信に加え、出し方の見直しや店頭回収、拠点回収、集団回収等の多様な回収方法の周知などを行い、リサイクル率の向上を図ります。

また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、分別基準を見直します。

施策 1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理

【強化】重点施策

《主な取組内容》

数値目標の進捗評価

ごみ処理広域化（令和 10(2028)年度～）を踏まえたごみ処理数値目標を達成するために、年度毎に家庭系ごみ、集団回収、事業系ごみ、リサイクル率を算出し、目標に対する進捗状況を評価する。

各施策のスケジュール管理

ごみ処理数値目標の達成状況に応じて、各施策のスケジュールや取組内容を見直し、ごみ処理広域化に向けて、業務や施策の改善を図ります。

《事業工程》

《事業工程》

					▶広域化の開始					
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	
推進				見直し						
				※第6次計画の中間見直し						

●ごみ広域処理施設の概要

本市と朝霞市のごみを処理するごみ広域処理施設は、焼却施設 175t/日、不燃・粗大ごみ処理施設 17t/日と施設規模を決定しています。

＜広域ごみ処理施設の概要＞

施設	処理対象ごみ	施設規模
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	燃やすごみ、選別可燃物、災害廃棄物、有害ごみ	175t/日
マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）	燃やせないごみ、粗大ごみ、選別不燃物	17t/日

〔出典〕「(仮称) 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画」(令和 4(2022)年 11 月 朝霞和光資源循環組合)

施策 1.2 ごみ減量・資源化の意識醸成

《主な取組内容》

わかりやすい目標値の周知

市民や事業者にわかりやすい目標値を掲げ、市ホームページなどで積極的な周知を行います。また、毎年、目標に対する減量化の進捗を公表し、市民や事業者がモニタリングできるようにします。

家庭でできる具体的な減量取組の紹介

家庭でできる具体的な減量取組について、「家庭の資源とごみの分け方・出し方」やお届け講座などで目標値と合わせてわかりやすく情報発信します。

事業者ができる具体的な減量取組の紹介

事業者ができる具体的な減量取組について、「事業系ごみの適正処理と減量の手引き」などで減量

化の目標値と合わせて情報発信します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 1.3 食品ロスの削減対策

【強化】重点施策

《主な取組内容》

飲食店と連携した取組の発展

外食店舗での会食や宴会時に、最初の 30 分と最後の 10 分は自分の席で食事をして食べ残しを減らす「3010 運動」の推進やドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）などの食品ロス対策の導入について情報提供を行います。

食品ロス削減レシピの啓発

食品ロス削減レシピなどを市のHPに掲載することで、レシピの啓発を推進し家庭での食品ロス削減意識の醸成を図ります。

フードドライブの推進

フードドライブの取組みを福祉団体と協力しながら、周知することで発展させます。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

● フードドライブやフードバンクの取り組み

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集め、食品を必要とされる団体や個人へ寄付する活動のことです。

また、フードバンクとは、規格外品や包装の印字ミスなど商品の品質には問題がないにも関わらず通常の販売が困難になった食品を NPO などが引き取って福祉施設などに無償で提供する活動です。

どちらも、食品ロスの削減と地域の助け合いを目指して、全国的にも取り組みが進められています。



施策 1.4 リフューズ（発生回避・拒否）・リデュース（発生抑制）の促進

《主な取組内容》

不要なものを発生させない

レジ袋や使い捨て食器などを過剰に提供せず、不要なものはもらわないという行動を促すため、市民・事業者への情報提供や、店舗等と協力した取組を推進します。

マイバッグ・マイボトル利用等の促進

河川に捨てられたレジ袋やペットボトルなどによるマイクロプラスチックの環境汚染について適切に情報提供するとともに、マイバッグやマイボトルを利用する地球環境へ配慮したライフスタイルへの転換を促します。

ごみの排出抑制の情報発信

家庭での生ごみの水切りや詰め替え商品の利用等の啓発やオフィスでのコピー用紙の裏面利用や量り売りの啓発など、各主体で取組みできるごみ排出抑制のための情報をホームページや手引きで発信します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

●「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（令和4(2022)年4月）

同法では、従来の3Rに加え、廃棄を前提としないものづくり＝「Renewable」を促進するものとして、環境配慮設計、ワンウェイプラスチック使用の合理化、市区町村による分別収集や再商品化の促進、製造・販売事業者等の自主回収の促進、排出事業者に対する排出抑制や再資源化の促進等を定めています。

●条例に定める事業者の責務

（事業者が行う廃棄物の減量）

第6条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再生利用の可能な物の分別の徹底を図ること等再生利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

〔出典〕和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 平成10(1998)年12月24日条例第40号(平成31(2019)年4月1日施行)

施策 1.5 リユースの推進（再使用）

【強化】

《主な取組内容》

民間リユース事業者と協働の検討

民間リユース事業者との協働を検討し、市民・事業者に対して利用を呼び掛けるとともに、リユース文化を醸成します。

リユース機能の整備

リサイクル展示場が、ごみ広域処理施設の整備工事に伴い撤去される予定であるため、新施設においてリユース機能と合わせ、環境教育・環境学習や情報発信の拠点整備を進めます。

また、新施設の整備までの間も含め、リサイクル展示場に代わる市民へのリユース機会の提供方法については、引き続き検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
協働の推進					推進				
※リユース事業者との協定									
リユース機能の整備・検討等					推進				

施策 1.6 資源物の分別徹底

【強化】重点施策

《主な取組内容》

プラスチックごみ分別基準の見直し・周知

「プラスチック資源循環促進法」及び省令に基づき、「プラスチック」の分別基準を見直し、市民にとって分別しやすい方法を検討します。また、変更後の分別基準や分別回収後のリサイクル方法等について、広く市民に周知を行います。

小売店と連携した店頭回収のPR促進

買い物のついでにいつでも排出できる店頭回収を推進するため、小売店の協力を得ながら、市のホームページなどで情報提供を行い、店頭回収のPRを促進します。

雑紙の出し方の見直し及び分別推進の情報発信

燃やすごみに混入している雑がみを削減し、資源ごみとしての排出を推進するため、正しい出し方の情報発信をするとともに、分別しやすい出し方を検討し、出し方の方法の見直しを行います。

拠点回収のPR及び検討

市が公共施設等に設置している乾電池、インクカートリッジ、小型充電式電池の回収ボックスについて、積極的にPRし、利用を促進するとともに、費用対効果を考慮しながら対象品目や拠点について適宜見直します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
見直し									
※プラスチックごみ分別基準									
店頭回収PR促進	推進								
雑紙 出し方見直し	周知・情報発信				継続・推進				
拠点回収 PR 推進									

● 雑がみに関するアンケート結果

市民向けアンケート調査で「雑がみ」（お菓子やティッシュの紙箱、包装紙、紙袋など）の排出方法について尋ねたところ、「燃やすごみとしてごみ集積場所に排出」が最も多く 59.9%であり、次点の「資源物としてごみ集積場所に排出」27.6%の2倍以上となっており、分別が促進されていない状況がわかりました。

基本方針2 市民・事業者・行政の協働による資源循環の推進

【施策の方向性】市民や事業者の分別推進

施策 2.1 分別説明会の実施

ごみの分け方・出し方について説明会の開催や、分別体験会を実施することで、市民・事業者への正しい分別方法の周知を図ります。

施策 2.2 事業系ごみ適正処理啓発

【強化】重点施策

事業者に対して、事業系ごみの適正処理方法を啓発するとともに、事業系ごみの展開検査や立入検査、事業系ごみ有料シール券制度の見直しなど適正処理に向けた対策を強化します。

【施策の方向性】地域におけるリサイクルの推進

施策 2.3 リサイクル活動（集団回収）の推進

地域の自主活動として実施している資源ごみの集団回収について、今後も回収量を維持していくため、回収業者の紹介や情報発信を行うとともに、費用対効果に配慮し補助金単価を適宜見直します。

【施策の方向性】情報発信、環境学習の推進

施策 2.4 わかりやすい情報提供

【強化】重点施策

転入者への情報提供、パンフレットやSNS、アプリなどの効果的な活用による情報発信など、あらゆる市民・事業者に向けてわかりやすい情報提供を行います。

施策 2.5 お届け講座や環境教育・環境学習の実施

お届け講座を継続するとともに、主体的な環境学習（教育）の場として意見交換ワークショップの開催などを検討します。

【施策の方向性】市民サービスの充実

施策 2.6 ごみ出し困難世帯への支援

【強化】

ひとり暮らしの高齢者宅などごみ出しが困難な世帯に対して戸別収集などを継続するとともに、福祉団体や収集業者との連携を検討し、より幅広いサービスを提供します。

施策 2.7 不法投棄への対策

【強化】

地域や関連団体と連携した不法投棄対策を実施するとともに、処理困難物の処理方法に関する情報提供や処理ルート調査・検討を適宜実施します。

施策 2.1 分別説明会の実施

《主な取組内容》

講座や説明会の積極的な情報発信

分別区分や分別基準などに変更が生じた場合は、分別区分や分け方・出し方について解説する「分別説明会」を適宜開催し、市民・事業者への周知を徹底します。

分別体験会の実施

若年層や子育て世代が集まるイベントなどにおいて、ごみの分別体験会を実施して理解を促し、日頃環境行政との交流がない世代に対しても効果的な周知を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 2.2 事業系ごみ適正処理・ごみ減量の推進

【強化】重点施策

《主な取組内容》

適正処理の情報発信

和光市商工会や収集運搬許可業者と協力し、市内事業所に対して事業系ごみの適正処理に関する効果的な情報発信を行います。

事業系ごみの定期的な確認

収集運搬許可業者から搬入される事業系ごみの展開検査を適宜実施します。

また事業者に対して立入調査への協力を要請し、一般廃棄物の分別、保管場所の確認と適正処理に関する指導・啓発を行います。

事業系ごみの減量に関する計画書や管理責任者届提出の徹底

多量排出事業者や事業用大規模建築物の所有者に対して、「事業系ごみの減量に関する計画書」や「一般廃棄物管理責任者選任届」の提出を要請し、量を把握するとともに、事業者にごみの減量や適正処理の意識醸成を図ります。

事業系ごみ有料シール券制度の見直し

事業系ごみをごみ集積所に出す際に利用する「事業系ごみ有料シール券」について、制度そのものを見直しします。

一般廃棄物処分業者の情報発信

生ごみの堆肥化や剪定枝などの資源化を行っている一般廃棄物処分業者について、市が情報発信を行い、事業者におけるごみ減量・資源化の取組を促進します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進（情報発信・事業系ごみ調査）									
計画書提出の徹底		継続・推進（計画書・届出提出）							
※対象事業者の調査・周知									
事業系ごみ有料シール券制度の見直し									

施策 2.3 リサイクル活動（集団回収）の推進

《主な取組内容》

リサイクル活動回収取扱業者の紹介及び情報発信

集団回収を既に実施している団体や、まだ活動自体をしていない自治会や管理組合などに対して、リサイクル活動の啓発や回収取扱業者の情報発信をすることで、リサイクル活動の推進を図ります。また、新規の回収取扱業者の調査を適宜実施します。

リサイクル活動補助金単価見直しの検討

生活様式の変化や費用対効果を考慮し、補助金単価を適宜見直すなど、制度の継続的改善を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
単価見直し検討		推進							

《主な取組内容》

転入者への情報提供

戸籍住民課と連携し、転入者に対して「資源とごみの分け方・出し方」パンフレット配布の他に、外国人に対しての外国語パンフレットやごみ集積所の利用方法の啓発など、さらなる情報提供を行います。

パンフレットの見直し及び全戸配布

「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットの情報やデザインなど分かりやすい内容に毎年改善していくとともに、適宜全戸にパンフレットの配布を行うことで、情報提供の推進を図ります。

SNSを活用したごみ処理状況等の発信

市のSNSへ分別の啓発や、和光市清掃センター（令和10(2028)年度以降はごみ広域処理施設）でのごみ処理状況、毎月の1人1日当たりのごみ排出量など、年度ごとの実績を発信することで若年層への理解促進を図ります。

ごみ分別アプリの導入の検討

「ごみ分別アプリ」の導入を検討し、ごみ出し日の通知機能や外国語版への切り替えができるなど、情報収集機能の充実を図ります。

《事業工程》

▶広域化の開始

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
情報提供拡大 ▶ 推進									
全戸配布 ▶					全戸配布 ▶				
推進（分別アプリ・SNS発信）									

施策 2.5 お届け講座や環境教育・環境学習の実施

《主な取組内容》

お届け講座、施設見学会の実施

従来のお届け講座や施設見学会の実施を推進します。

環境教育・環境学習機能の整備

ごみ広域処理施設において、リユース機能を含め、環境教育・環境学習や情報発信の拠点整備を推進します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 2.6 ごみ出し困難世帯への支援

【強化】

《主な取組内容》

ごみの戸別収集や粗大ごみの戸別(運び出し)収集に関する地域や社協との協力体制構築

ひとり暮らしの高齢者宅などへのごみの戸別収集や粗大ごみの戸別(運び出し)収集を行っていますが、要件に当てはまらなくてもごみ出しが困難な市民に対して、地域や社会福祉協議会と協力することによってより幅広い支援ができるよう、協力体制を構築します。

収集業者と連携した有料サービスの検討

ごみ出し支援に関しては、収集業者と連携した有料サービスの併設を検討し、市民のニーズに応じて対象者の拡大を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

《主な取組内容》

不法投棄物対策の推進

不法投棄されるごみ種や地域などの情報を統計・調査することで、現場ごとの対策を検討します。
必要であれば地域や関連団体と情報共有し、再発防止を防ぎます。

処理困難物の処理に関する情報提供

和光市清掃センター（令和 10(2028)年度以降はごみ広域処理施設）で引取りができない処理困難物
について、その種類ごとに取扱できる処理業者や専門業者の情報を調査し、情報発信を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

基本方針3 ごみ処理広域化及び資源循環システムの構築

【施策の方向性】理解の促進

施策 3.1 ごみ処理広域化の情報発信

【新規】

朝霞和光資源循環組合と連携し、ごみ処理広域化のスケジュールやごみ広域処理施設の情報などを、誰にもわかりやすく目に留まりやすい方法で情報発信します。

【施策の方向性】処理体制の継続的改善

施策 3.2 資源化ルートの継続的な見直し

資源ごみについては、残渣等の廃棄物や有価物の処理委託先について常に調査を行うとともに、小型家電回収ボックス設置など、拠点回収の推進も検討し、リサイクル率の向上を図ります。

施策 3.3 分別基準の見直し

【新規】重点施策

朝霞市や朝霞和光資源循環組合と調整し、ごみ処理広域化に合わせた分別基準の見直しを行います。

施策 3.4 ごみ処理に係る費用負担の検討

【新規】

減量効果や減量意識の醸成に資する費用負担のあり方について検討するため、一般廃棄物処理会計基準の導入、処理手数料の継続的な見直し、ごみ有料化の検討などを行います。

施策 3.5 資源ごみ処理の広域化

【新規】重点施策

当面市で処理を行う資源ごみについて、朝霞市と継続的に協議を行い、将来的な広域化を推進します。

【施策の方向性】災害廃棄物対策

施策 3.6 災害時に備えたルール・体制づくり

【新規】重点施策

平時から災害に備えた災害廃棄物処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画の策定、職員等の研修の実施、災害時におけるごみ分別・排出ルールの事前周知などを行います。

施策 3.1 ごみ処理広域化の情報発信

【新規】

《主な取組内容》

誰にもわかりやすく目に留まりやすい情報発信

朝霞和光資源循環組合と連携し、駅前のデジタルサイネージなどを活用した、誰にもわかりやすく目に留まりやすい方法で、ごみ処理広域化やごみ広域処理施設に関する情報発信を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 3.2 資源化ルートの継続的な見直し

《主な取組内容》

焼却残渣や有価物の処理委託先の調査・検討

和光市清掃センターで中間処理を行ったあとの焼却残渣や選別して回収した資源物について、継続的に処理委託先を調査し、さらなるリサイクル率の向上を図ります。

小型家電リサイクルの推進

環境省認定事業者のリネットジャパン株式会社との協定に基づく、パソコンなどの小型家電の宅配便回収の推進を継続するとともに、小型家電回収ボックス設置など、拠点回収の推進を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									
推進									
※小型家電回収ボックスなど									

施策 3.3 分別基準の見直し

【新規】重点施策

《主な取組内容》

ごみ広域処理に向けた分別基準の見直し

ごみ広域処理施設の稼働に先立ち、朝霞市及び朝霞和光資源循環組合と調整したうえで、減量目標の達成を踏まえて分別基準を見直し、周知します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
協議・推進					周知・推進				
※遅くとも R6 までに見直し									

● 分別基準の相違点

本市と朝霞市では分別基準に下記のとおり相違点があり、広域化に向けて統一を図っていきます。

分別基準の相違点

相違点	現状の分別基準
燃やせないごみ（不燃ごみ）の排出方法	本 市：透明・半透明袋 朝霞市：コンテナ（箱）
ペットボトルの排出方法	本 市：緑のネット袋 朝霞市：コンテナ（箱）・青のネット袋
雑誌・雑紙の排出方法	本 市：ひもで束ねる 朝霞市：ひもで束ねる、透明袋、紙袋に入れる
燃やせないごみ（不燃ごみ）の対象寸法	本 市：24cm×24cm×35cm 以内 朝霞市：1 辺が 50cm 未満
粗大ごみの対象寸法	本 市：24cm×24cm×35cm 超えるもの 朝霞市：1 辺が 50cm 以上

【出典】ごみ処理広域化基本構想（令和 2(2020)年 5 月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）

施策 3.4 ごみ処理に係る費用負担の検討

【新規】

《主な取組内容》

一般廃棄物処理会計基準の導入

一般廃棄物処理事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を行うため、「一般廃棄物処理会計基準」を導入します。

処理手数料の継続的な見直し

燃料費の高騰や施設老朽化による修繕費の増加を考慮し、和光市清掃センター（令和 10(2028)年度以降は広域ごみ処理施設）への搬入手数料や事業系ごみの処理手数料について、減量効果を見極めながら継続的に見直しを行います。

ごみ有料化の検討

廃棄物の排出抑制や資源化の推進のために有効なツールであるごみ有料化について、数値目標の達成状況等を見極めながら、今後も継続して導入の要否を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
導入 ▶ 継続・推進									
※一般廃棄物処理会計基準									
処理手数料見直し・継続									
ごみ有料化の検討・継続									

●全国（埼玉県）のごみ有料化状況

環境省の調査では、平成 30(2018)年度における全国の有料化実施状況について、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村は、全体で 63.5%であり、人口規模が小さいほど有料化が進んでいる。

家庭系可燃ごみの有料化状況（平成 30(2018)年度）



〔出典〕令和 2(2020)年度一般廃棄物会計基準改訂等業務報告書（令和 3(2021)年 3 月）

埼玉県の令和 2(2020)年度における有料化実施状況（一般廃棄物処理実態調査より）について、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村が 10 件、導入していない（無料）市町村が 53 件となっており、導入率は約 15.9%である。（県内の導入自治体：秩父市、加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、杉戸町）

●ごみ有料化に関する市民アンケート結果

市民向けアンケート調査で家庭ごみの有料化について尋ねたところ、「導入すべきではない」が最も多く 35.4%であり、「しばらく様子を見るべき」23.3%と合わせて 58.7%が反対・慎重派でした。

施策 3.5 資源ごみの広域化

【新規】重点施策

《主な取組内容》

資源ごみの広域化に向けた協議

「びん」、「缶」、「プラスチック」、「ペットボトル」の資源ごみについては、令和 10(2028)年度に稼働予定のごみ広域処理施設の対象ごみとはなっていないことから、朝霞市及び朝霞和光資源循環組合と継続的に広域化に向けた協議を行い広域化を推進します。なお、当面は市での単独処理を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 3.6 災害時に備えたルール・体制づくり

【新規】重点施策

《主な取組内容》

災害廃棄物処理計画の策定と定期的な見直し

災害発生時の対応フロー等を定めた災害廃棄物処理基本計画を令和 4(2022)年度策定予定です。の「災害廃棄物処理計画」については、適宜見直しを行い、常に最新情報を掲載します。「災害廃棄物処理計画」には、災害廃棄物量の推計に加えて仮置場の開設までの流れや市内組織体制と所掌範囲、他市町村等への応援要請といった事項について事務レベルに細分化して定めるほか、発生原単位や被害想定、仮置場候補地といった事項については適宜見直しを行い、常に最新情報を掲載します。

職員等研修の実施

「災害廃棄物処理計画」に基づく市職員や収集運搬業者など関連団体への研修を継続的に実施し、災害時に備えた人材の育成を図ります。

災害廃棄物の排出ルールの周知

災害廃棄物を初期段階から効率的に処理するために、平時から災害時の分別区分、排出ルール、仮置き場運用ルールなどの情報を市民・事業者を発信します。

退蔵ごみの適正排出

災害時には家庭に退蔵している処理困難物などがまとめて排出され、円滑な処理の妨げとなる恐れがあることから、平時から適正排出を促します。

有害ごみ等の情報把握

施設や事業者が保有している薬品などの有害ごみについて、災害時に円滑な対応がとれるよう、情報把握を推進します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
適宜計画の見直し					※広域化開始に合わせ見直しを検討				
周知	推進								
※災害廃棄物の排出ルール／退蔵ごみ啓発									
有害ごみ情報把握			推進						

第8章 ごみ減量化目標を達成するための市民・事業者・市の役割

1. 計画推進のための役割分担

本計画を推進するために、ごみの排出主体であり、減量化及びリサイクルの実践者でもある市民、事業者、本市が、お互いに協力・連携し、それぞれの役割を全うすることが必要です。市民、事業者、本市に期待する役割を次に示します。

2. 市民の役割

各世帯がごみの排出者である自覚を持ち、ごみの減量及びリサイクルについて積極的に関心を持ち、発生抑制、再使用、再生利用を実践していくことが求められます。

期待される取組内容

- 食品ロス -
 - 計画的な買い物をする
 - 食べ残しをしない
 - 食品ロスを意識した調理
 - フードドライブへの協力
- リフューズ(発生回避・拒否)、リデュース(発生抑制) -
 - レジ袋や使い捨て食器など不要なものをもらわない
 - マイバッグやマイボトルを携帯する
 - 生ごみの水切り、詰め替え商品の利用など
- リユース(再使用) -
 - 衣類や家具などのリユース
- リサイクル(再生利用) -
 - プラスチックごみの分別徹底
 - 雑紙の分別徹底
 - 小売店などの店頭回収の利用
 - 電池などの拠点回収の利用
 - リサイクル活動補助金制度を活用したりリサイクル活動の活性化
- 環境保全活動の学習 -
 - 分別説明会や体験会への参加
 - お届け講座、施設見学会への参加
 - 地域における環境教育・環境学習の実施・参加
- 災害への対策 -
 - 災害に備えた退蔵ごみの適正排出
 - 災害時の分別区分、排出ルールや仮置き場運用ルール等の確認

3. 事業者の役割

事業活動におけるごみの排出者である自覚を持ち、排出者責任や拡大生産者責任に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に主体的に取り組むことが求められます。

期待される取組内容

- ごみ減量 -
 - 事業所のごみ減量対策
 - 事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成
- 食品ロス -
 - 3010 運動やドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）の推進
 - フードドライブなどの取組
- リフューズ(発生回避・拒否)、リデュース(発生抑制) -
 - 量り売りの推進（包装の削減）
 - レジ袋や使い捨て食器等の過剰な提供を控える
- リユース（再使用） -
 - オフィス家具などのリユース
- リサイクル（再生利用） -
 - 小売店などでの店頭回収の推進
 - 一般廃棄物処分業者（民間の資源化ルート）への委託
 - 従業員の飲食(ペットボトルなど)に伴う資源ごみの分別徹底
- 事業系一般廃棄物の適正処理 -
 - 事業系一般廃棄物の適正な排出
 - 事業系一般廃棄物管理責任者の提出
 - 立入調査への協力、指導事項の遵守
- 災害への対策 -
 - 災害時の分別区分、排出ルールや仮置き場運用ルール等の確認
 - 保有する有害ごみの情報共有

4. 市の役割・支援

市民及び事業者と協力・連携し、減量化及びリサイクル並びに適正処理のための施策を推進します。

期待される取組内容

- ごみ減量・資源化の推進 -

- 目標の周知と進捗評価
- リサイクル活動の費用対効果を踏まえた制度の継続的改善
- リフューズ、リデュースの情報発信

- 食品ロス -

- 食品ロス削減に資する情報の提供
- 事業者と連携した食品ロス削減運動の展開

- 市民向け啓発活動 -

- 家庭でできるごみ減量取組の紹介
- 店頭回収、拠点回収のPR
- 市民、学校、事業者等に向けた分別説明会の実施
- わかりやすい情報発信
- 雑がみ・プラスチックの分別促進
- ごみ分別パンフレットの見直し、全戸配布
- 外国人に向けた情報提供の充実
- SNSを活用した情報発信
- お届け講座、施設見学会の実施
- リサイクル活動（集団回収）推進のための情報発信
- 転入者へ提供する情報の拡大

- 事業者向け啓発活動 -

- 事業者ができるごみ減量取組の紹介
- 雑がみ・プラスチックの分別促進
- 「事業系ごみの適正処理と減量の手引き」の配布
- 事業系ごみ適正処理の情報発信
- 定期的な展開検査、立入調査の実施
- 多量排出事業者及び事業用大規模建築物などの認定
- 一般廃棄物処分業者（資源化ルート）の情報発信

- 不法投棄対策 -

- 不法投棄対策の推進
- 処理困難物の処理先の調査及び情報提供

- 体制の見直し・構築 -

- 各施策のスケジュール管理
- 新たなリユース拠点整備の検討や、民間サイトを含む情報交換の支援
- 分別基準の見直し
- 事業系ごみ有料シール券制度の見直し
- ごみ分別アプリの導入の検討

- 環境教育・学習機能の充実
 - ごみ出し困難世帯への支援拡大の検討
 - 資源物や有価物の資源化ルートの調査・検討
 - 廃棄物会計の導入検討
 - ごみ有料化の検討
- ごみ処理広域化関連 -
- 広域化や広域施設に関する積極的な情報発信
 - 広域ごみ処理に向けた分別基準の見直し
 - 資源ごみ処理の広域化推進
 - 朝霞市との定期的な協議
- 災害への対策 -
- 災害廃棄物処理計画の定期的な見直しと職員研修の実施
 - 近隣自治体及び関連団体等との連携体制の構築
 - 災害廃棄物の排出ルールの周知
 - 退蔵ごみの適正排出の推進
 - 有害ごみ等の情報把握

第9章 計画の進行管理

本計画に示す施策及び取組内容を、着実にかつ効果的に推進していくため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）による「PDCAサイクル」に従い、継続的に進行管理を行います。

表 2.9.1 進行管理の内容

区分	内 容	
	単年度	中間年度
計画 (Plan)	<行動計画の策定>	
	本計画に定めた数値目標を達成するために、達成状況に応じて実施内容やスケジュールを見直します。	現状と課題を把握したうえで、一般廃棄物処理基本計画を改定します。
実施 (Do)	<施策の実行> スケジュールに従い、各施策及び取組を推進します。推進にあたっては、関係する多様な主体と連携・協働します。	
評価 (Check)	<進行管理・評価・公表>	
	行動計画で定めた内容の進捗状況を確認し、達成状況を評価・検証します。評価・検証の結果は、ホームページに公開することで周知します。	減量化目標や各施策の達成状況などを総合的に評価します。
改善 (Action)	<改善>	
	評価結果に応じて、次年度の行動計画を改善します。	減量化目標や各施策の達成状況を総合的に整理し、廃棄物減量等推進審議会において評価・点検し、これらを踏まえて施策及び取組や数値目標の見直しといった必要な改善を行います。

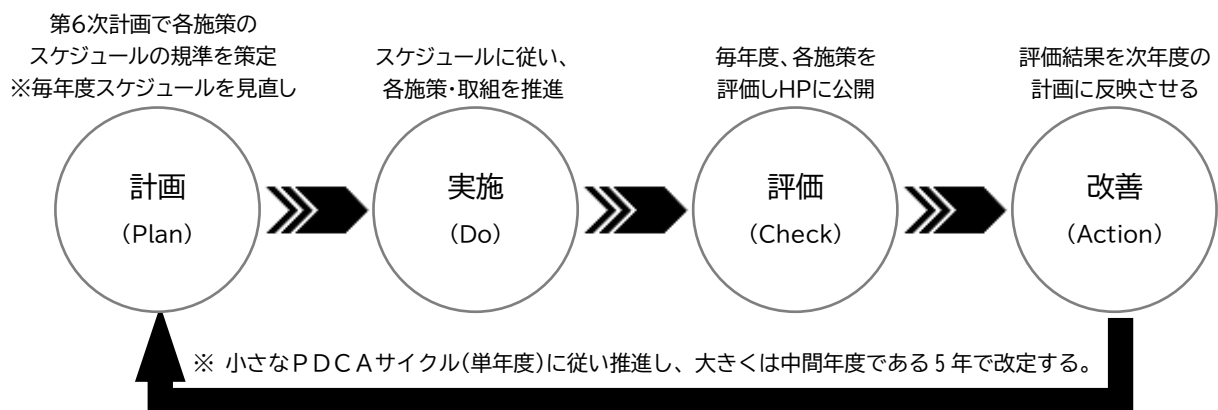


図 2.9.1 進行管理フロー

第10章 部門計画

1. 収集・運搬計画

1) 集積所の管理について

(1) 分別の徹底

市民・事業者に向けて、分別徹底の周知を行います。転入者への情報提供、ごみパンフレットの見直し及び全戸配布、SNS を活用したごみ処理状況の発信などによるわかりやすい情報提供を通じて、周知徹底します。また、ごみ分別アプリについて導入を推進します。

ごみ処理広域化に向け朝霞市とごみの排出方法を統一するため、令和6年までに表2.10.1に示す収集体制に変更していきます。変更までの間は表2.1.13(p.22)に示すごみ収集運搬体制を維持するものとします。また、具体的な品目ごとの排出形態については、朝霞市や朝霞和光資源循環組合と協議します。

表2.10.1 広域化を見据えたごみの収集運搬体制（比較）

ごみ種別		排出方法（現在）	排出方法（変更後）	収集方法	収集回数
ごみ燃	①燃やすごみ	透明・半透明の袋	透明・半透明の袋	集積所収集	週2回
	②燃やせないごみ	透明・半透明の袋	はこ(コンテナ)	集積所収集	週1回
	③有害ごみ	透明の袋	透明の袋	集積所収集	週1回
資源ごみ	④プラスチック	透明・半透明の袋	透明・半透明の袋	集積所収集	週1回
	⑤ペットボトル	緑のネット袋	緑のネット袋	集積所収集	週1回
	⑥びん	はこ(黄色コンテナ)	はこ(黄色コンテナ)	集積所収集	週1回
	⑦かん	はこ(青色コンテナ)	はこ(青色コンテナ)	集積所収集	週1回
	⑧新聞紙	ひも	ひも	集積所収集	週1回
	⑨段ボール	ひも	ひも	集積所収集	週1回
	⑩雑誌・雑紙	ひも	ひも 紙袋または透明袋 (※雑紙のみ)	集積所収集	週1回
	⑪紙パック	ひも	ひも	集積所収集	週1回
	⑫布類	透明の袋	透明の袋	集積所収集	週1回
	⑬粗大ごみ	24cm×24cm×34cm 以上	一辺が50cm 以上	戸別有料収集	随時

※太字は現状からの変更点

表 2.10.2 広域化を見据えたごみの品目

ごみ種別		品目
①燃やすごみ		生ごみ、草、木くず、紙くず、革、ゴム等
不燃ごみ	②燃やせないごみ	金属、せともの、ガラス類、小型家電品等 1 辺が 50cm 未満
	③有害ごみ	乾電池等、電子タバコ、蛍光管、水銀含有品、スプレー缶類、ライター、アスベスト含有家庭用品
資源ごみ	④プラスチック	容器包装プラスチック、容器包装以外のプラスチック
	⑤ペットボトル	飲料、酒類、しょう油用、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢およびドレッシングタイプ調味料のペットボトル
	⑥びん	容器として使用されたびん
	⑦かん	容器として使用されたアルミ缶、スチール缶
	⑧新聞紙	新聞（折込チラシを含む）
	⑨段ボール	段ボール箱（中に波形の紙がはさまっているもの）
	⑩雑誌・雑紙	雑誌、絵本、封筒、紙袋等
	⑪紙パック	飲料用紙パック（アルミを使用していないもの）
	⑫布類	衣料品、カーテン、毛布等
⑬粗大ごみ		タンス、ベッド、自転車、テーブル、椅子、ふとん等 1 辺が 50cm 以上

〔出典〕和光市一般廃棄物処理実施計画（令和 3(2021)年度）、
ごみ処理広域化基本構想（令和 2(2020)年 5 月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）
※太字は現状からの変更点

2) 収集業務の向上について

(1) 効率的な収集運搬体制の整備

収集委託業者、資源回収業者、一般廃棄物処理業許可業者との連携体制を整え、収集運搬の合理化、効率化を図ります。業者間とのコミュニケーション（会議等）を通じて、市民サービス向上に向けた収集運搬体制の整備を図っていきます。

また、災害に備えた協力体制の構築、保有車両台数等の把握、緊急収集体制でのルール確認や研修等を互に行い、強靱な収集運搬体制を維持していきます。

(2) ごみの戸別収集及び粗大ごみの運び出し（ひとり暮らしの高齢者宅など）

一人住まい又は健康な同居人のいない高齢者や障がい者等を対象としたごみの戸別収集や粗大ごみの運び出しサービスを継続するとともに、要件に当てはまらなくてもごみ出しが困難な市民に対して、地域や社会福祉協議会と協力することによってより幅広い支援ができるよう、協力体制を構築します。

また、ごみ出し支援に関しては、収集業者と連携した有料サービスの併設を検討し、市民のニーズに応じて対象者の拡大を検討します。

2. 中間処理計画

(1) 適正処理の維持

令和 10(2028)年度からのごみ処理広域化までの間は、引き続き効率的なごみ処理を推進するため、本市が実施する燃やすごみの焼却処理、粗大ごみの破碎・選別処理、不燃・有害ごみの分別による適正処理、資源ごみの分別保管など、品目ごとに適正に処理委託できるよう運営します。

(2) ごみ処理広域化

令和 10(2028)年度以降は、燃やすごみの焼却処理及び不燃・粗大・有害ごみの破碎処理を広域化します。びん・缶、ペットボトル・プラスチック等の資源ごみの処理は、令和 10(2028)年度以降も本市で行う予定ですが、将来的には広域化できるように協議を続けます。

表 2.10.3 リサイクルルート一覧(比較)

廃棄物の区分	リサイクルルート（現在）	リサイクルルート（広域化後）	主体
プラスチック容器包装 廃棄物	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	和光市
プラスチック使用製品 廃棄物	市の処理ルートでリサイクル	市の処理ルートでリサイクル	和光市
ペットボトル	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	和光市
無色びん	市の処理ルートでリサイクル	市の処理ルートでリサイクル	和光市
茶色びん	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	和光市
その他色びん	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ委託	和光市
アルミ缶	市の処理ルートでリサイクル	市の処理ルートでリサイクル	和光市
スチール缶	市の処理ルートでリサイクル	市の処理ルートでリサイクル	和光市
新聞、雑誌・雑紙、 ダンボール、紙パック	市の処理ルートでリサイクル	市の処理ルートでリサイクル	和光市
布	市の処理ルートでリサイクル	市の処理ルートでリサイクル	和光市
乾電池	市の処理ルートでリサイクル	新施設の破碎処理施設で破碎後、リサイクルもしくは焼却処理	組合
蛍光管	市の処理ルートでリサイクル		組合
携帯電話	市の処理ルートでリサイクル		組合
破碎不適合物	選別後素材別にリサイクルもしくは焼却		組合
くず鉄	市の処理ルートでリサイクル		組合
非鉄（銅、釜、導線）	市の処理ルートでリサイクル		組合
小型家電	市の処理ルートでリサイクル		組合
粗大ごみ	民間処理業者に処理委託	新施設にて焼却処理	組合
燃やすごみ	焼却処理		組合

※太字は現状からの変更点

(3) 和光市清掃センターの維持管理

焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、残りの使用年数と費用対効果を鑑み、必要な点検・修繕等を実施します。

また、資源ごみの分別保管施設については、当面の間継続して使用していくことを想定し、計画的な維持管理及び安全確保に向けて、定期的な点検・修繕等を実施します。

3. 最終処分計画

1) 安定した最終処分場の確保

市内に最終処分場がないため、ばいじん（飛灰）や不燃物残渣は、他市町村に所在する民間処理事業者に委託して処理しています。委託する最終処分場の埋立残余量を把握するため、廃棄物処理法施行令第4条第9号ロに基づく実地確認を毎年度実施します。また、災害など有事に備えるため、複数の委託先を確保し安定的な処理を推進します。

2) 最終処分場の延命化

最終処分場への埋立量を削減するために、可能な限り資源化の促進に努め、最終処分量を減らすことで、処分場の延命化を図ります。

第3編 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 本計画の位置付け

本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

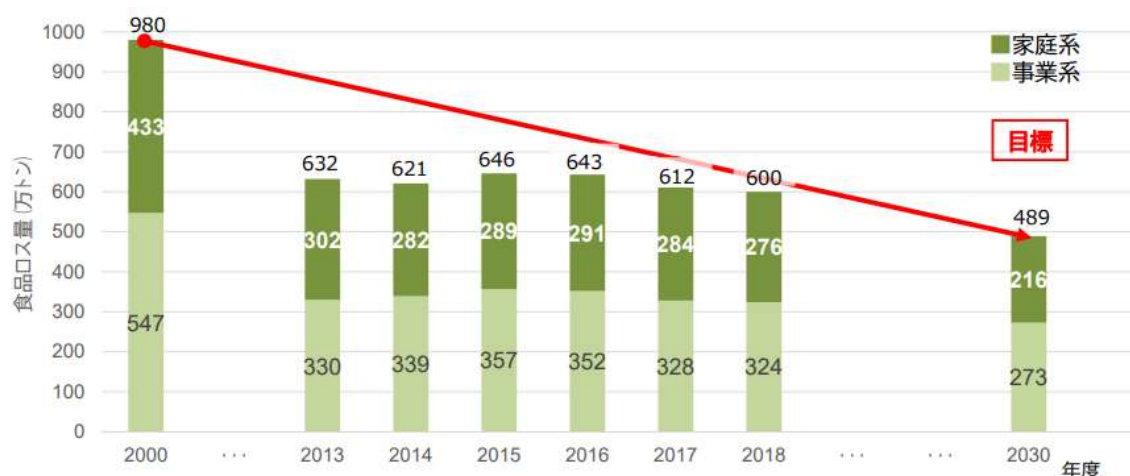
本編は、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置付けます。

2. 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元(2020)年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12(2030)年度において、平成12(2000)年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取り組みを推進することと目標を定めています。

表 3.1.1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和3(2021)年8月26日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 3.1.1 食品ロス削減目標

第2章 食品ロスの現状

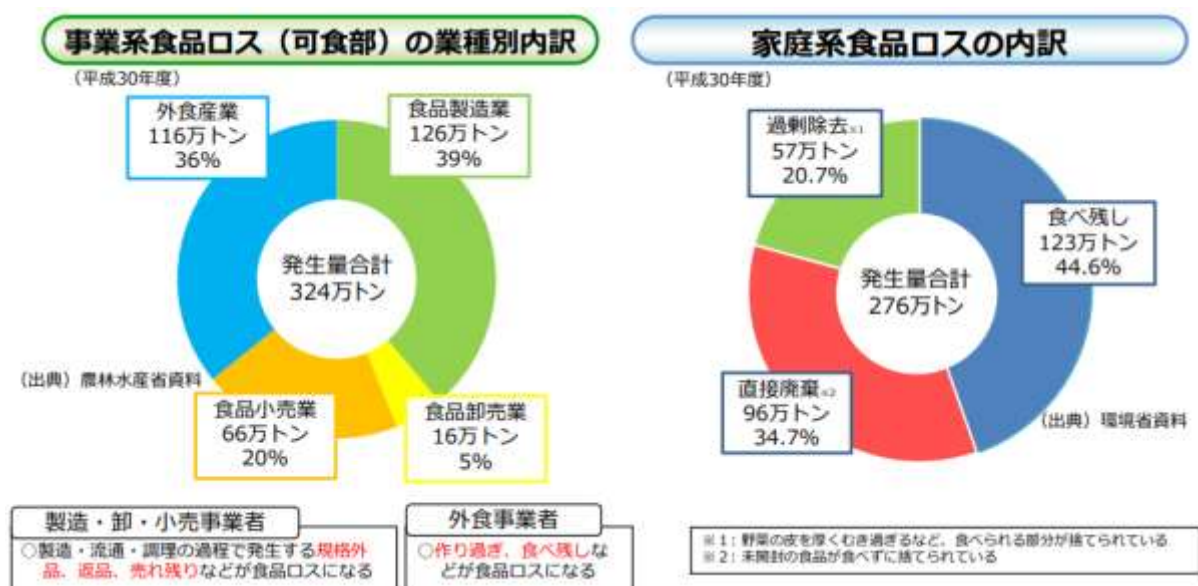
1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 600 万 t（農林水産省及び環境省における平成 30(2018)年度推計）と言われており、1 人당に換算すると年間 47kg となります。このうち事業系食品ロス量は 324 万トン、家庭系食品ロス量は 276 万トンであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和3(2021)年8月26日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 3.2.1 全国における食品ロス発生量

3) 和光市における食品ロス量

本市では、和光市清掃センター焼却施設において年 4 回ごみをサンプリングして組成調査を実施し、ごみ質の変動をモニタリングしていますが、組成は紙・布類、ビニール・ゴム・皮革類、木・竹・わら類、ちゅう芥類、不燃物類、その他の 6 分類としていることから、ちゅう芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

ごみの種類別組成は自治体により異なる場合がありますが、環境省が毎年行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和 3(2021)年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合（燃やすごみ中の食品廃棄物：34.2%、食品廃棄物中の食品ロス量：33.7%）を本市に当てはめて推定するものとします。これによると、令和 3(2021)年度における家庭系食品ロスの発生量は約 1,500t/年（50.2g/人・日）と推定されます。またこのうち直接廃棄は約 900t/年（28.3g/人・日）、食べ残しは約 700t/年（21.9g/人・日）と推定されます。

表 3.2.1 本市における家庭系食品ロス発生量（令和 3(2021)年度・推定）

項目	排出量（t/年）	割合		1人1日当たり排出量 （g/人・日）
家庭系燃やすごみ量	13,347.03	100.0%	—	435.7
うち、食品廃棄物量（推定）	4,564.69	34.2%	100.0%	
うち、食品ロス量（推定）	1,538.30	—	33.7%	50.2
（直接廃棄）	867.29	—	19.0%	28.3
（食べ残し）	671.01	—	14.7%	21.9

※割合は「令和 3(2021)年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

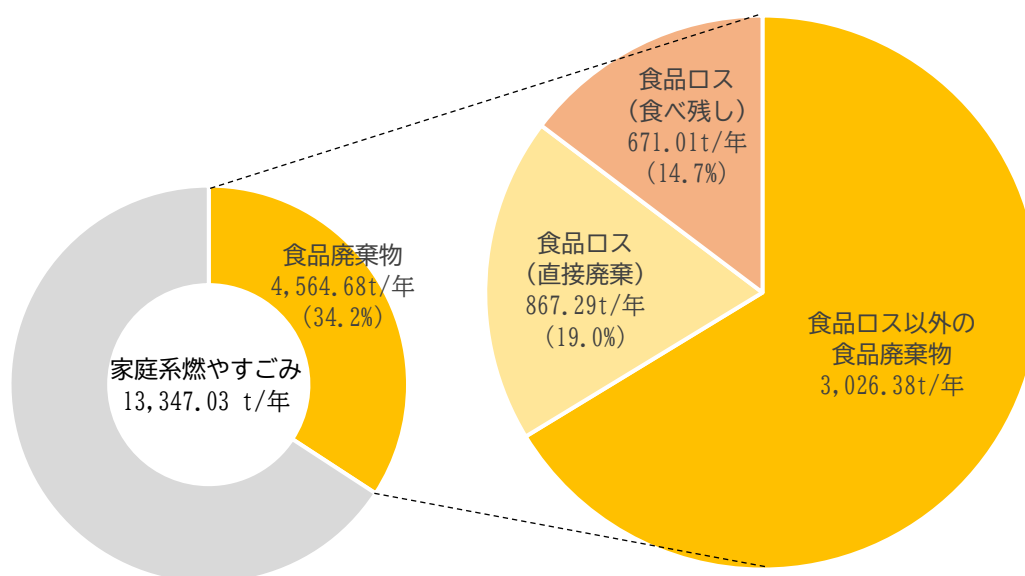


図 3.2.2 本市における家庭系食品ロス発生量（令和 3(2021)年度・推定）

また事業系食品ロスについては、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和 2(2020)年度事業系食品ロス量約 275 万 t/年が、事業系可燃ごみに占める割合（2,750,000t/年÷令和 2(2020)年度事業系可燃ごみ※10,549,138t/年＝26.1%）で大枠を捉えるものとします。これによると、令和 3(2021)年度における事業系食品ロスの発生量は約 1,000t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表 3.2.2 本市における事業系食品ロス発生量（令和 3(2021)年度・推定）

項目	排出量（t/年）	割合
事業系燃やすごみ量	3,849.73	100.0%
うち、食品ロス量（推定）	1,004.78	26.1%

第3章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減に向けた方針

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。

2. 目標年次

令和 14(2032)年度を、本計画の目標年次とします。

3. 削減目標

基準年度となる平成 12(2000)年度においては、家庭系及び事業系食品ロスの発生量は約 2,700t/年と推定されます。燃やすごみの減量化に伴い、令和 3(2021)年度では約 2,500t/年となっており、「食品ロス削減推進法」の目標年次である令和 12(2030)年度及び本計画の目標年次である令和 14(2032)年度には約 2,200t/年と見込まれます。

本計画の目標年次における削減目標は、第 6 次和光市一般廃棄物処理基本計画で定めた目標値（令和 14(2032)年度：家庭系ごみ＝440g/人・日、事業系ごみ＝2,968 t）を基準としています。なお、これは要削減量を、食品ロスの発生抑制、紙・布類の分別促進、プラスチックの分別促進とに三等分して設定しているものです。

これによると、家庭系食品ロス量は 156.46t/年（推定量の約 11%）、事業系食品ロス量は 314.69t/年（推定量の約 41%）を削減することを目標とします。家庭系食品ロスの削減目標は 1 人 1 日当たりでは 4.73g/人・日に相当します。

表 3.3.1 削減目標の設定

項目		単位	H12(2000) (基準年度)	R3(2021) (現状)	R12(2030)	R14(2032) (目標年度)
人口		人	70,170	83,930	89,566	90,662
年間日数		日	365	365	365	365
推 定 量	家庭系食品ロス量	t/年	1,860.31	1,538.30	1,466.26	1,479.25
	(1人1日当たり)	g/人・日	(72.63)	(50.21)	(44.85)	(44.70)
	事業系食品ロス量	t/年	854.25	1,004.78	758.38	758.38
	合計	t/年	2,714.56	2,543.08	2,224.64	2,237.63
削 減 目 標	家庭系食品ロス量	t/年			208.36	156.46
	(1人1日当たり)	g/人・日			(6.37)	(4.73)
					推定量の14%相当	推定量の11%相当
	事業系食品ロス量	t/年			314.69	314.69
					推定量の41%相当	推定量の41%相当
合計		t/年			523.05	471.15

4. 各主体の役割

市民（消費者）、事業者、行政がそれぞれの立場で食品ロス削減に関する役割を認識し、積極的な行動を行っていきます。

1) 市民（消費者）の役割

○食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、主体的に情報収集を行うとともに、市が実施する施策に積極的に参加します。

○計画的な買い物の実践や、食材や調理量の見直しや廃棄量を意識した調理の工夫、食べ残しをしない

など、家庭における食品ロス削減に向けた取り組みを実践します。

- 買い物の際は陳列棚の手前から取る、外食時には食べきれる量を注文したり小盛りメニューを選択するなど、食品等を提供する事業者の食品ロス削減に協力します。
- 家庭で余った食品や賞味期限が近付いているが消費の目途が立たない食品は、フードドライブに出し、有効活用を図ります。

2) 事業者の役割

- 食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、事業活動により発生する食品ロスの要因と量とを把握するとともに、その対策について従業員教育を実施します。
- 適正量の発注、商習慣の見直し、売り切り、3010 運動、ドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）の提供など、業態に合わせた食品ロス削減の取り組みを実践します。
- 積極的な情報提供や啓発により、消費者の食品ロス削減に向けた意識を醸成し、行動を促します。
- 市が実施する施策に積極的に協力します。
- 対策を講じた上でなお、やむを得ず発生する食品ロスについては、堆肥化・飼料化などの有効活用を図ります。
- フードドライブ連携事業者として、余剰食品等の有効活用を図ります。

3) 行政の役割

- 多様な主体に対して食品ロスを削減することの重要性・必要性について啓発を行い、食品ロス削減に資する情報を提供し、市全体における食品ロス削減の機運を醸成します。
- 生産・製造・流通・加工・販売のそれぞれの工程で解決し難しい課題については、市民・事業者及び関係団体など多様な主体と連携して削減運動を展開します。
- 食品廃棄物の有効活用に向けて、食品リサイクル法に基づく循環的利用を推進します。

第1章 生活排水処理の基本方針

1. 生活排水処理の方針

市民の健康で豊かな日常生活と安全で快適な水環境を保全するため、生活排水対策を進め、生活排水処理体制を改善します。

2. 関係計画

特に生活雑排水を処理できる下水道や合併処理浄化槽については、国の「社会資本整備重点計画」に示す「衛生的で快適な生活の実現」、「大雨にも安全な都市づくり」、「良好な水環境の形成」、「循環を基調とした環境負荷の削減」、「下水道施設の徹底的な活用」という重点目標に照らし、整備を進めます。また、整備に当たっては、「埼玉県生活環境保全条例」及び「埼玉県生活排水処理施設整備構想」に基づき、県下の足並みを揃えて実施します。

第2章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理のフロー

本市における生活排水処理体系は図のとおりとなっています。

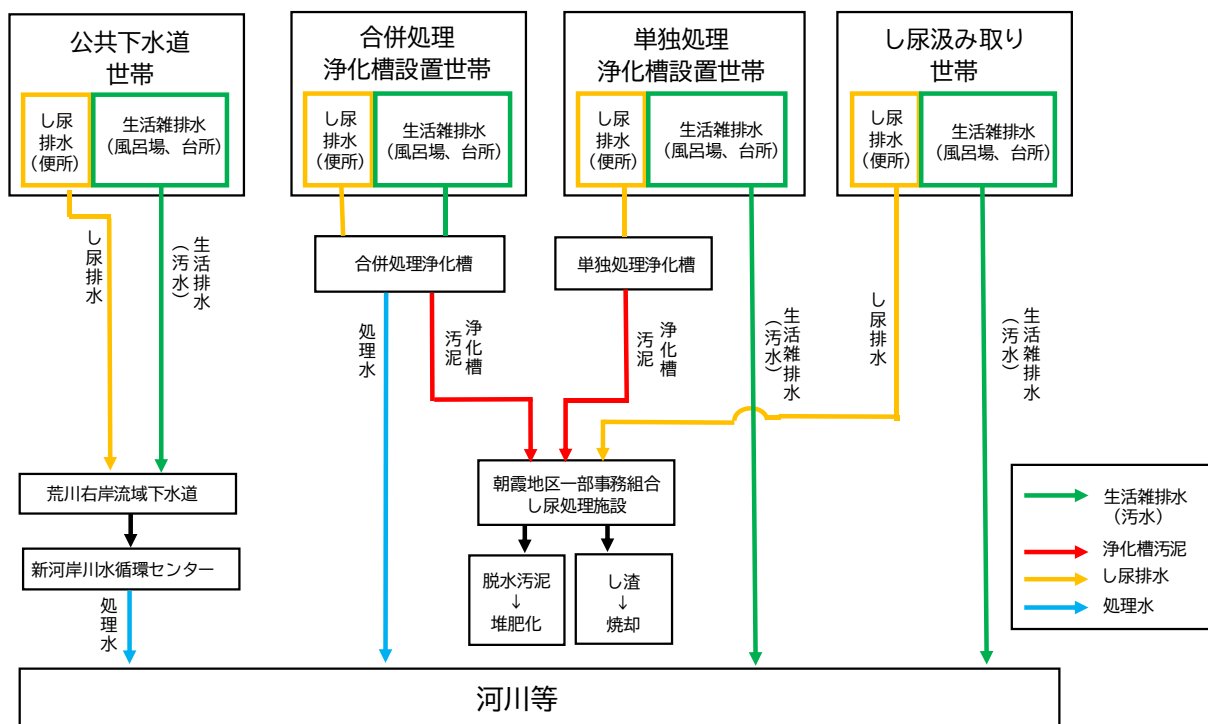


図 4.2.1 生活排水処理体系

2. 生活排水処理の状況

本市の生活排水処理は埼玉県荒川右岸流域下水道で行われていますが、下水道へ接続されていない世帯から排出されるし尿は、汲み取りや浄化槽等を経て許可業者が収集運搬し、朝霞市、志木市、新座市、本市で構成されている朝霞地区一部事務組合のし尿処理場へ搬入して衛生的な処理が行われています。公共下水道の普及とともに、浄化槽、汲み取りを利用する人口は年々減少傾向にあります。

また、これらのうち、下水道に接続されていない一部の世帯は、し尿以外の排水が浄化されずに公共用水域に流れています。

表 4.2.1 し尿処理人口の状況

項目	単位	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
計画処理区域内人口	人	78,964	79,436	80,077	80,705	81,322
水洗化・生活雑排水処理人口	人	77,268	77,557	78,250	79,482	80,128
公共下水道人口	人	75,093	75,380	76,036	77,375	78,257
下水道接続率	%	95.1	94.9	95.0	95.9	96.2
合併処理浄化槽人口	人	2,175	2,177	2,214	2,107	1,871
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,469	1,723	1,700	1,095	1,066
非水洗化人口	人	227	156	127	128	128
汲み取り人口	人	227	156	127	128	128
生活排水処理率	%	97.9	97.6	97.7	98.5	98.5

項目	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
計画処理区域内人口	人	81,868	82,698	83,713	84,248	83,930
水洗化・生活雑排水処理人口	人	80,805	81,688	82,733	83,280	82,979
公共下水道人口	人	78,918	79,707	80,765	81,344	82,718
下水道接続率	%	96.4	96.4	96.5	96.6	98.6
合併処理浄化槽人口	人	1,887	1,981	1,968	1,936	261
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	940	889	880	873	861
非水洗化人口	人	123	121	100	95	90
汲み取り人口	人	123	121	100	95	90
生活排水処理率	%	98.7	98.8	98.8	98.9	98.9

3. 下水道整備状況

本市では都市化による都市型水害や河川などの公共用水域の水質悪化を防ぐため、汚水と雨水を分けて流す分流方式により公共下水道整備を進めています。市の公共下水道事業は「荒川流域別下水道整備総合計画」において、荒川右岸流域下水道の関連公共下水道として位置づけられ、本市にある荒川右岸流域下水道の終末処理場で下水処理を行い、新河岸川に放流されています。

4. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

1) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は下記のとおりとなっています。

表 4.2.2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

項目		単位	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
収 集 人 口	し尿	人	227	156	127	128	128
	単独浄化槽	人	1,469	1,723	1,700	1,095	1,066
	合併浄化槽	人	2,175	2,177	2,214	2,107	1,871
	浄化槽合計	人	3,644	3,900	3,914	3,202	2,937
収 集 量	し尿	kL/年	364	363	386	356	373
	浄化槽汚泥	kL/年	1,844	1,824	1,858	1,886	1,837
	計	kL/年	2,208	2,187	2,244	2,242	2,210
原 単 位	し尿	L/人・日	4.39	6.38	8.33	7.60	7.98
	単独浄化槽	L/人・日	1.02	0.96	0.97	1.15	1.24
	合併浄化槽	L/人・日	1.63	1.54	1.55	1.85	1.98
	浄化槽合計	L/人・日	1.39	1.28	1.30	1.61	1.71

項目		単位	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
収 集 人 口	し尿	人	123	121	100	95	90
	単独浄化槽	人	940	889	880	873	861
	合併浄化槽	人	1,887	1,981	1,968	1,936	261
	浄化槽合計	人	2,827	2,870	2,848	2,809	1,122
収 集 量	し尿	kL/年	373	348	338	341	327
	浄化槽汚泥	kL/年	1,762	1,764	1,706	1,802	1,745
	計	kL/年	2,135	2,112	2,044	2,143	2,072
原 単 位	し尿	L/人・日	8.31	7.88	9.23	9.83	9.95
	単独浄化槽	L/人・日	1.22	1.19	1.16	1.24	3.74
	合併浄化槽	L/人・日	1.95	1.91	1.85	1.99	5.98
	浄化槽合計	L/人・日	1.71	1.68	1.64	1.76	4.26

※単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は、以下の方法により求めた。

し尿処理施設構造指針解説の原単位（単独処理浄化槽汚泥：0.75、合併処理浄化槽汚泥：1.2）

$$c : d = 0.75 : 1.2$$

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{ 日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b
 単独処理浄化槽原単位：c、合併処理浄化槽原単位：d

2) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬は、朝霞地区一部事務組合からし尿収集運搬業の許可を受けた収集事業者（3社）が行っています。

3) し尿・浄化槽汚泥の処理

市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で処理しています。処理に伴って生じた残渣や汚泥については焼却や堆肥として再利用しています。

表 4.2.3 施設概要

名称	朝霞地区一部事務組合し尿処理場
所在地	埼玉県朝霞市大字根岸 770 番地
構造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	2,133.61 m ²
延べ面積	717.64 m ²
対象区域	和光市、朝霞市、志木市、新座市
処理能力	38kL/日（し尿 6kL/日、浄化槽汚泥 32kL/日）
処理方法	前処理・希釈下水放流方式
放流先	朝霞市公共下水道
竣工	平成 30(2018)年 7 月

第3章 生活排水処理基本計画

1. 管理主体

本市の生活排水の管理主体は、下記のとおりです。

表 4.3.1 管理主体

設備	対象となる生活排水の種類	管理主体
公共下水道（污水）	し尿及び生活雑排水	和光市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	各所有者等
単独処理浄化槽	し尿	各所有者等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	朝霞地区一部事務組合

2. 処理計画

1) 下水道の計画的整備

公共下水道の認可区域内における下水道の整備を計画的に進めていきます。また、現存する未整備区域において、今後計画期間内の整備の見込みが難しい地域や投資効率が著しく低いと判断される地域は、それぞれの地域性を考慮に入れながら整備の方法を検討していきます。

2) 下水道の普及と適切な維持管理

現在、本市の公共下水道普及率は 98.6%(令和 3(2021)年 3 月末現在)ですが、今後一層の普及率上昇を図るとともに、公共下水道の適切な管理に努めます。

3) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。関係各課と連携しながら、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する施設や浄化槽法定検査等の適正管理に関する啓発活動も検討していきます。

3. 整備目標及び生活排水処理形態別人口の目標

本計画では、将来に向けて市内全世帯の水洗化を目指します。

下水道の整備方針は、令和 7(2026)年度において市街化区域全域を公共下水道事業で整備するものとします。また、市街化調整区域については、経済性を優先し、合併処理浄化槽での整備、公共下水道事業での整備を決定するものとします。

表 4.3.2 整備目標

		計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画世帯数 (世帯)	整備開始時期 (年度)	整備完了時期 (年度)
事業実施区域	流域関連公共下水道事業	794	77,241	38,239	実施中	R4(2022)年度
検討区域	流域関連公共下水道事業	57	1,889	934	H30(2018)年度	R7(2025)年度
	浄化槽設置整備事業	6	80	40	H30(2018)年度	R7(2025)年度
行政区域全体	流域関連公共下水道事業	851	79,130	39,173	実施中	R7(2025)年度
	浄化槽設置整備事業	6	80	40	H30(2018)年度	R7(2025)年度
	合計	856	79,210	39,213	—	—

〔出典〕和光市生活排水処理施設整備構想修正業務委託報告書（令和 2(2020)年 3 月）計算シート様式

表 4.3.3 生活排水処理形態別人口の目標

項目	単位	実績	目標	
		R3(2021)	R9(2027)	R14(2032)
計画処理区域内人口	人	83,930	87,804	90,662
水洗化・生活雑排水処理人口	人	82,979	87,220	90,222
公共下水道人口	人	82,718	86,484	89,758
下水道接続率	%	99	99	99
合併処理浄化槽人口	人	261	736	464
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	861	524	394
非水洗化人口	人	90	60	46
汲取り人口	人	90	60	46
生活排水処理率	%	98.9	99.3	99.5

第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画

市内で発生するし尿について、迅速かつ衛生的な収集運搬体制を維持します。また、家庭の汲み取り便槽から出るし尿の処理については処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

下水道整備の状況を考慮しつつ、適正に処理を維持管理するため朝霞地区一部事務組合し尿処理場と引き続き連携していきます。

3. 最終処分目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（来雑物）です。これらは朝霞地区一部事務組合し尿処理場から搬出され焼却または、再利用されています。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう朝霞地区一部事務組合と連携していきます。

第5章 生活排水処理の目指す方向性

1. 生活排水処理の将来について

既に令和3(2021)年度において生活排水処理率は98.9%となっており、今後も市街化区域全域を公共下水道事業で整備し、市街化調整区域は合併処理浄化槽または公共下水道事業を選択することで、令和7(2025)年度概成を目指します。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理

合併・単独浄化槽及び汲み取り人口の減少に伴い、朝霞地区一部事務組合し尿処理場に搬入されるし尿・浄化槽汚泥量は減少し、また浄化槽汚泥混入率が高くなることが見込まれます。そこで、組合構成市である朝霞市、志木市、新座市と連携を取りながら、将来のし尿処理場のあり方について検討していきます。